```
OTARUCITYCOUNCILOTARUCITYCOUNCILOTA
Т
                                                               R
                                                               U
Α
                                                               С
R
U
                                                               Ι
С
                                                               Τ
Ι
                                                               Y
T
                                                               \mathbf{C}
Y
                                                               Ο
                                                               U
\mathbf{C}
Ο
                                                               N
U
                                                               \mathbf{C}
          令和6年
Ν
                          第 1 回 定 例 会 議 案
                                                               Ι
          小樽市議会
\mathbf{C}
                                                               L
                                                               Ο
Ι
L
                                                               T
Ο
                                                               Α
Τ
                                                               R
Α
                                                               U
                                                               С
R
                                                               Ι
U
\mathbf{C}
                                                               T
Ι
                                                               Y
Т
                                                               С
Y
                                                               Ο
С
                                                               U
Ο
                                                               N
U
                                                               \mathbf{C}
N
                                                               Ι
С
                                                               L
Ι
                                                               Ο
L
                                                               Т
Ο
                                                               Α
Τ
                                                               R
                                                               U
Α
R
                                                               \mathbf{C}
U
                                                               Ι
                                                               T
С
Ι
                                                               Y
T
                                                               \mathbf{C}
Y
                                                               Ο
                                                               U
С
Ο
                                                               Ν
U
                                                               \mathbf{C}
Ν
                                                               Ι
CILOTARUCITYCOUNCILOTARUCITYCOUNCIL
```

第 1 回 定 例 会

議案第1号

小樽市議会

令和6年度小樽市一般会計予算

令和6年度小樽市の一般会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和6年2月27日提出

第 1 回 定 例 会

議案第2号

小樽市議会

令和6年度小樽市港湾整備事業特別会計予算 令和6年度小樽市の港湾整備事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。 令和6年2月27日提出

第 1 回 定 例 会

議案第3号

小樽市議会

令和6年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算

令和6年度小樽市の水産物卸売市場事業特別会計の予算を、別冊のとおり提 出する。

令和6年2月27日提出

第 1 回 定 例 会

議案第4号

小樽市議会

令和6年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出 する。

令和6年2月27日提出

令和6年度小樽市住宅事業特別会計予算 令和6年度小樽市の住宅事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。 令和6年2月27日提出

第 1 回 定 例 会

議案第6号

小樽市議会

令和6年度小樽市介護保険事業特別会計予算 令和6年度小樽市の介護保険事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。 令和6年2月27日提出

第 1 回 定 例 会

議案第7号

小樽市議会

令和6年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和6年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の予算を、別冊のとおり提 出する。

令和6年2月27日提出

小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第8号

令和6年度小樽市病院事業会計予算

令和6年度小樽市病院事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和6年2月27日提出

第 1 回 定 例 会

議案第9号

小樽市議会

令和6年度小樽市水道事業会計予算

令和6年度小樽市水道事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和6年2月27日提出

第 1 回 定 例 会 議案第10号

小樽市議会

令和6年度小樽市下水道事業会計予算

令和6年度小樽市下水道事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和6年2月27日提出

第 1 回 定 例 会 議案第11号

小樽市議会

令和6年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算

令和6年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計の予算を、別冊のとおり提出す る。

令和6年2月27日提出

第 1 回 定 例 会 議案第12号

小樽市議会

令和6年度小樽市簡易水道事業会計予算 令和6年度小樽市簡易水道事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。 令和6年2月27日提出

令和5年度小樽市一般会計補正予算

令和5年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 350,000 千円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ 65,962,943 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月27日提出

別表 歲入歲出予算補正

歳 入

		款			項			補正前の額	補	正	額	計
								千円		Ξ	千円	千円
21	繰	入	金					1, 306, 455	,	350,	000	1, 656, 455
				1 基	金 繰	:入	金	1, 306, 455		350,	000	1, 656, 455
	歳	Ž	入	合	計			65, 612, 943		350,	000	65, 962, 943

歳 出

	款			項	補正前の額	補 正 額	計
					千円	千円	千円
8 土	木	費			5, 790, 572	350, 000	6, 140, 572
			2 道路	橋りょう費	2, 976, 909	350, 000	3, 326, 909
Ē		出	合	計	65, 612, 943	350,000	65, 962, 943

令和5年度小樽市一般会計補正予算

令和5年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 204,781 千円を減額し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 65,758,162 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用す ることができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 繰越明許費の変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

(市債の補正)

第5条 市債の追加及び変更は、「第5表 市債補正」による。

令和6年2月27日提出

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

	款	項	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
13	地方交付税		15, 590, 730	274, 984	15, 865, 714
		1地方交付税	15, 590, 730	274, 984	15, 865, 714
16	使用料及び 手 数 料		901, 070	149	901, 219
		1 使 用 料	531, 702	149	531, 851
17	国庫支出金		16, 039, 159	△ 755, 824	15, 283, 335
		1国庫負担金	10, 324, 272	80, 340	10, 404, 612
		2 国庫補助金	5, 686, 925	△ 836, 164	4, 850, 761
18	道支出金		4, 070, 801	30, 429	4, 101, 230
		1道負担金	3, 139, 100	17, 861	3, 156, 961
		2道補助金	725, 615	12, 568	738, 183
20	寄 附 金		1, 242, 943	11, 185	1, 254, 128
		1 寄 附 金	1, 242, 943	11, 185	1, 254, 128
21	繰 入 金		1, 656, 455	△ 15,675	1, 640, 780
		1基金繰入金	1, 656, 455	△ 15,675	1, 640, 780
23	諸 収 入		2, 092, 193	63, 594	2, 155, 787
		4 雑 入	526, 363	63, 594	589, 957
24	市 債		4, 609, 275	186, 377	4, 795, 652
		1 市 債	4, 609, 275	186, 377	4, 795, 652
	歳 入	合 計	65, 962, 943	△ 204, 781	65, 758, 162

歳 出

		±%		7 2	サイギの佐		⇒ı
		款		項	補正前の額	補 正 額	計
					千円	千 円	千円
2	総	務	費		6, 125, 479	△ 237, 481	5, 887, 998
				1 総務管理費	5, 826, 848	△ 239, 945	5, 586, 903
				3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	89, 170	2, 464	91, 634
3	民	生	費		26, 241, 514	167, 440	26, 408, 954
				1 社会福祉費	13, 554, 562	4, 674	13, 559, 236
				2 児童福祉費	5, 632, 463	△ 8,034	5, 624, 429
				3 生活保護費	6, 775, 128	170, 800	6, 945, 928
4	衛	生	費		6, 300, 256	△ 275, 194	6, 025, 062
				2 保 健 所 費	1, 996, 892	△ 275, 104	1, 721, 788
				3 清 掃 費	2, 017, 114	△ 90	2, 017, 024
7	商	エ	費		2, 298, 720	△ 3,672	2, 295, 048
				1 商 工 費	2, 298, 720	△ 3,672	2, 295, 048
8	土	木	費		6, 140, 572	6, 137	6, 146, 709
				2 道路橋りょう費	3, 326, 909	△ 87	3, 326, 822
				5 住 宅 費	48, 339	8, 545	56, 884
				6 港 湾 費	1, 652, 569	△ 2,321	1, 650, 248
10	教	育	費		4, 455, 952	1, 219	4, 457, 171

	1 教育総務費	113, 195	130	113, 325
	5 社会教育費	602,900	1,089	603, 989
12 諸 支 出 金		987, 878	136, 770	1, 124, 648
	3 減債基金費	127	136, 770	136, 897
歳 出	合 計	65, 962, 943	△ 204, 781	65, 758, 162

第2表 繰越明許費

	款			項		事	業	名	金	額
衛	生		予	防	費	ギ 刑 っ	ロナウ	イルフ	22,	千円
1年]	生.	其	1,) J	其		ン接種体業		22,	865
						新型コ	ロナウ ン接種	イルス	1 2 4,	4 1 4
土	木	費	港	湾	費	色 内 対 策	ふ 頭 老	. 朽 化 業 費	124,	5 5 0

第3表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
水人	点 。	事 業 名	補正前補正後
			千円 千円
総 務 費	戸籍住民	戸籍附票·住民基本	6, 787 9, 251
	基本台帳費	台帳システム	
		改修事業費	

第4表 債務負担行為補正

(変 更)

	r Z		限		支	額	
事	項	補	正	前	補	正	後
				千円			千円
夜間急病センター	一管理代行業務費	1 8	88,	8 9 3	2	26,	3 9 7

第5表 市債補正

(追 加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
庁舎等施設整備事業費	43, 400	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。
勤労青少年ホーム施設整備事業費	7, 200			2 事業又は財政その他 の都合により、起債金 額の全部又は一部を翌
減収補塡費	3, 169			年度に繰延借入れをす ることができる。
				3 財政の都合等により 繰上償還又は借換えを することができる。
				4 利率見直し方式で借 り入れる資金につい て、利率の見直しが あった場合は、当該見 直し後の利率とする。

(変 更)

1: =	/主		<i>D</i>		L	Ь			限		复		額	
起	頂		の	目	Ħ	勺	1	補	正	前	7	補	正	後
										千円				千円
新	幹 線	整	備	事	業	費		Į	55,	7 0 0		6	1,	9 4 2
民生	三 施	設	整備	事	業	費		Ç	90,	0 0 0		9	9,	5 0 0
環境	衛生	施	設 整	備 事	事 業	費			4,	8 0 0			6,	5 0 0
公务	で 便	所	整備	事	業	費			9,	8 0 0		1	3,	1 1 6
道路	各 新	設	改良	事	業	費		4 ′	76,	6 0 0		5 1	4,	1 0 0
都	市	}	画	事	業	費		-	19,	7 0 0		2	5,	9 5 0
港	湾		事	業		費		7 4	47,	6 0 0		7 5	3,	0 0 0
消。	方 施	設	整備	事	業	費		1	10,	2 0 0		1 3	1,	4 0 0
義務	教育	施	設 整	備事	事業	費	1,	6 3	31,	2 0 0	1,	6 3	2,	9 0 0
社会	教育	施	設 整	備事	事業	費		1 4	45,	3 0 0		1 8	5,	1 0 0

令和5年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和5年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めると ころによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 38,262 千円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ13,467,857千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月27日提出

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

	款		項	補正前の額	補 正 額	計
				千円	千円	千円
1	国民健康任	呆険料		1,671,246	△ 6,986	1,664,260
			1 国民健康保険料	1, 671, 246	△ 6,986	1, 664, 260
3	道支	出 金		10, 241, 931	17, 183	10, 259, 114
			1 道 補 助 金	10, 241, 931	17, 183	10, 259, 114
5	繰 入	金		1, 338, 455	28, 065	1, 366, 520
			1 一般会計繰入金	1, 146, 545	28, 065	1, 174, 610
	歳	入	合 計	13, 429, 595	38, 262	13, 467, 857

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 保険給付費		10, 023, 202	11, 372	10, 034, 574
	1療養諸費	9, 990, 771	11, 372	10, 002, 143
5 基金積立金		129, 853	25, 461	155, 314
	1 基金積立金	129, 853	25, 461	155, 314
6 諸 支 出 金		37, 887	1, 429	39, 316
	2 返 還 金	30, 387	1, 429	31, 816
歳 出	合 計	13, 429, 595	38, 262	13, 467, 857

令和5年度小樽市住宅事業特別会計補正予算

令和5年度小樽市の住宅事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによ る。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,545 千円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ807,511千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月27日提出

別表 歲入歲出予算補正

歳 入

		款			項	補正前の額	補	正	額	計
						千円		=	F円	千円
4	繰	入	金			34, 794		8,	545	43, 339
				2 —	般会計繰入金	31, 246		8,	545	39, 791
	歳		入	合	計	798, 966		8,	545	807, 511

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 住宅事業費		505, 952	8, 545	514, 497
	1 住 宅 管 理 費	432, 472	8, 545	441,017
歳出	合 計	798, 966	8, 545	807, 511

令和5年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算

令和5年度小樽市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところ による。

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 196,000 千円を減額し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,920,505 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月27日提出

俊 哉 小樽市長 迫

別表 歲入歲出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 国庫支出金		4, 058, 494	△ 49, 186	4, 009, 308
	1 国庫負担金	2, 668, 461	△ 35,000	2, 633, 461
	2 国庫補助金	1, 390, 033	△ 14, 186	1, 375, 847
3 支払基金交付金		3, 984, 508	△ 52,920	3, 931, 588
	1 支払基金交付金	3, 984, 508	△ 52,920	3, 931, 588
4 道 支 出 金		2, 160, 914	△ 29,500	2, 131, 414
	1 道 負 担 金	2, 055, 509	△ 30,000	2, 025, 509
	2 道 補 助 金	105, 405	500	105, 905
6 繰 入 金		2, 651, 908	△ 64, 394	2, 587, 514
	1 一般会計繰入金	2, 505, 350	△ 24, 500	2, 480, 850
	2 基金繰入金	146, 558	△ 39, 894	106, 664
歳 入	合 計	16, 116, 505	△ 196,000	15, 920, 505

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 保険給付費		14, 536, 118	△ 200,000	14, 336, 118
	1 介護サービス等諸	13, 903, 609	△ 205, 500	13, 698, 109
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	205, 346	5, 000	210, 346
	5 その他諸費	14, 549	500	15, 049
3 地域支援事業費		731, 214	4, 000	735, 214
	2 介護予防・生活支援サービス事業費	492, 640	4, 000	496, 640
歳出	合 計	16, 116, 505	△ 196,000	15, 920, 505

ところによる。

令和5年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 令和5年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算は、次に定める

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,263 千円を減額し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,530,036 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月27日提出

俊 哉 小樽市長 迫

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

		款		項	補正前の額	補 正 額	計
					千円	千円	千円
2	繰	入	金		720, 021	58, 971	778, 992
				1 一般会計繰入金	720, 021	58, 971	778, 992
4	諸	収	入		73, 737	△ 63, 234	10, 503
				1 受託事業収入	63, 234	△ 63, 234	_
		歳	入	合 計	2, 534, 299	△ 4, 263	2, 530, 036

歳出

	款	項	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
2	後期高齢者医療 広域連合納付金		2, 403, 255	△ 4, 263	2, 398, 992
		1 後期高齢者医療 広域連合納付金	2, 403, 255	△ 4, 263	2, 398, 992
	歳出	合 計	2, 534, 299	△ 4, 263	2, 530, 036

令和5年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計補正予算

- 第1条 令和5年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。
- 第2条 令和5年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(1) 至	F 間埋立処分量	116, 496 t
イ	がれき類等	9,808 t
口	廃プラスチック類等	5,903 t
ハ	土 砂	100,785 t
(2) -	一日平均埋立処分量	457 t
イ	がれき類等	39 t
口	廃プラスチック類等	23 t
<i>/</i> \	土 砂	395 t

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額)(補正予定額)(計)

収入

第1款 産業廃棄物等処分事業収益 155,409千円 50,268千円 205,677千円第1項 営業収益 153,857千円 50,268千円 204,125千円

支 出

第1款 産業廃棄物等処分事業費用 151,064千円 4,953千円 156,017千円
 第2項 営業外費用 3,784千円 4,953千円 8,737千円
 令和6年2月27日提出

第 1 回 定 例 会

議案第20号

小樽市議会

小樽市PPP/PFI事業者選定委員会条例案 上記の議案を提出する。

令和6年2月27日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市PPP/PFI事業者選定委員会条例(設置)

第1条 市が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成11年法律第117号)に基づき実施する事業(以下「PFI事業」 という。)又はこれに類似する手法により実施する事業(以下これらを「特 定事業等」という。)に係る事業者を、競争性、公平性及び透明性を確保し て選定するため、特定事業等ごとに、市長の附属機関として、PPP/PF I事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

(選定委員会の名称)

- 第2条 特定事業等ごとに置く選定委員会の名称には、「小樽市」と「PPP/PFI事業者選定委員会」との間に、特定事業等の名称を付するものとする。 (所掌事務)
- 第3条 選定委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。
 - (1) 特定事業等の実施方針に関すること。
 - (2) 特定事業等の選定に関すること。
 - (3) 特定事業等を実施する民間事業者の選定に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、特定事業等の推進に関すること。

(組織)

- 第4条 選定委員会は、9人以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから市 長が委嘱する。
 - (1) PFI事業に精通した学識経験者
 - (2) PFI事業を実施する事業者の選定に必要な知識及び経験を有する者 (任期)
- 第5条 委員の任期は、市長が委嘱した日から第3条の市長の諮問に対し選定 委員会が最終的な答申を行う日までとする。

(会長)

- 第6条 選定委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第7条 選定委員会の会議(以下単に「会議」という。)は会長が招集し、会 長はその議長となる。
- 2 会議は、第4条第1号に掲げる学識経験者2人以上かつ委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。

(委員の責務)

- 第8条 委員は、公平かつ公正に調査審議を行わなければならない。
- 2 委員は、第3条の規定により調査審議した特定事業等に関する入札に参加 してはならない。
- 3 選定委員会は、委員が前項の規定に違反して、同項の入札に参加したこと

が判明したときは、当該委員が関与した民間事業者の入札を選考対象外とするものとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、 同様とする。

(意見聴取等)

第9条 選定委員会は、審議のため必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

- 第10条 選定委員会の庶務は、当該特定事業等を所管する部署において行う。 (委任)
- 第11条 この条例に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、特定事業等ごとに、市長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく事業等を実施する事業者の選定を行う目的で、附属機関として、PPP/PFI事業者選定委員会を新たに設置するためであります。

第 1 回 定 例 会

議案第21号

小樽市議会

小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月27日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 条例(平成27年小樽市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項本文中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から 施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うためであります。

小樽市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案 上記の議案を提出する。

令和6年2月27日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例 (小樽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 小樽市職員の育児休業等に関する条例(平成4年小樽市条例第6号) の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2 2条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下単に「会計年度任用職員」 という。)を除く。)」を削り、同条第2項中「(会計年度任用職員を除く。)」 を削る。

第6条中「職員(」の次に「地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第22条の2第1項に規定する」を加える。

(小樽市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正) 第2条 小樽市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 41年小樽市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「在職する職員」の次に「(会計年度任用職員にあっては、任期が6月以上であり、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上である者に限る。)」を、「死亡した職員(」の次に「会計年度任用職員及び」を加える。

第16条の2第1項中「第13条から前条まで」を「前3条」に改め、同

条第2項中「、第13条」を削る。

第18条の2第2項中「(会計年度任用職員を除く。)」を削る。

(小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正) 第3条 小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成2 1年小樽市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項各号列記以外の部分中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項第1号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項第2号中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第19条第1項中「在職する職員」の次に「(会計年度任用職員にあっては、任期が6月以上であり、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上である者に限る。)」を、「失職職員等」の次に「、会計年度任用職員」を加える。

第23条ただし書を削る。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給に係る規定を整備するとともに、所要の改正を行うためであります。

第 1 回 定 例 会

議案第23号

小樽市議会

小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案 上記の議案を提出する。

令和6年2月27日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例 小樽市特別職に属する職員の給与条例(昭和26年小樽市条例第47号)の 一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成31年1月分」を「令和6年4月分」に、「100分の75」を「100分の90」に、「100分の85」を「100分の94」に、「100分の90」を「100分の96.5」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、特別職の給料月額に係る独自削減について、令和6年4月分以降の減額率を引き下げるためであります。

第 1 回 定 例 会

議案第24号

小樽市議会

小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月27日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例

小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和2年小樽市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を 「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第11条第1項中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に改め、同条第4項及び第5項中「であって、同一の職についてのもの」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

- 第11条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ 在職する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して、そ の者の基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、6月15日及び12月15日にそれぞれ支給する。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める割合を乗じて得た

額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基 礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 前条第3項から第5項までの規定は、勤勉手当について準用する。この場合において、同条第3項中「期末手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第5項中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と読み替えるものとする。
- 4 給与条例第25条第5項の規定は、第1項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

第17条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第1項中「第11条」の次に「及び第11条の2」を、「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、「同条第3項」を「第11条第3項」に改め、同条第2項中「期末手当」の次に「又は勤勉手当」を加える。

別表第1号を次のように改める。

別表第1号(第3条関係)

会計年度任用職員行政職給料表

職務の級	1 級	2 級
号 俸	給料月額	給料月額
	円	円
1	162, 100	208, 000
2	163, 200	209, 700
3	164, 400	211, 400
4	165, 500	212, 900
5	166, 600	214, 400
6	167, 700	216, 200
7	168, 800	217, 900
8	169, 900	219, 600
9	170, 900	221, 100
10	172, 300	222, 600
11	173, 600	224, 100
12	174, 900	225, 600
13	176, 100	226, 800
14	177, 600	228, 200
15	179, 100	229, 600
16	180, 700	231,000
17	181, 800	232, 400
18	183, 200	234, 000
19	184, 600	235, 500
20	186, 000	236, 900
21	187, 300	238, 100
22	189, 600	239, 700
23	191, 800	241, 200
24	194, 000	242, 600
25	196, 200	243, 600
26	197, 900	245, 100
27	199, 400	246, 400
28	200, 900	247, 600
29	202, 400	248, 700
30	203, 800	249, 700
31	205, 200	250, 600
32	206, 600	251, 500
33	208, 000	252, 400

34	209, 300	253, 300
35	210, 600	254, 100
36	211, 900	254, 900
30	211, 900	204, 900
37	213, 200	255, 600
38	214, 400	256, 700
39	215, 600	257, 900
	215, 600	
40	210, 700	259, 000
41	217, 800	260, 200
42	218, 900	261, 400
43	219, 900	262, 500
44	220, 900	263, 600
	220, 300	200, 000
45	221, 800	264, 700
46	222, 700	265, 800
47	223, 600	266, 900
48	224, 500	267, 900
	,	
49	225, 400	268, 900
50	226, 300	269, 900
51	227, 200	270, 900
52	228, 100	271, 800
	·	·
53	228, 900	272, 700
54	229, 800	273, 600
55	230, 700	274, 500
56	231, 500	275, 400
	,	,
57	231, 800	276, 300
58	232, 600	277, 200
59	233, 300	278, 100
60	233, 900	279, 000
		,
61	234, 500	280, 000
62	235, 200	281,000
63	235, 800	281, 900
64	236, 300	282, 800
65	236, 800	283, 300
66	237, 300	284, 000
67	237, 800	284, 700
68	238, 400	285, 600
		,
69	238, 900	286, 600
70	239, 400	287, 400
71	239, 900	288, 200
72	240, 400	289, 000
ı	·	,

73	240, 900	289, 700
74	241, 400	290, 200
75	241, 800	290, 600
76	242, 300	291, 000
10	242, 300	231, 000
77	242, 800	291, 200
78	243, 300	291, 500
79	243, 800	291, 700
80	244, 300	292, 000
	·	· ·
81	244, 700	292, 200
82	245, 200	292, 400
83	245, 600	292, 700
84	246, 000	292, 900
85	246, 400	293, 200
86	246, 800	293, 500
87	247, 200	293, 800
88	247, 600	294, 100
89	248, 000	294, 400
90	248, 500	294, 800
91	248, 800	295, 100
92	249, 100	295, 500
93	249, 400	295, 700
94		295, 900
95		296, 200
96		296, 600
97		296, 800
98		297, 100
99		297, 500
100		297, 900
101		298, 100
102		298, 400
103		298, 800
104		299, 100
105		299, 300
106		299, 600
107		300, 000
108		300, 300
109		300, 500
110		300, 900
	·	·

1	l I	
111		301, 300
112		301,600
113		301, 800
114		302, 000
115		302, 300
116		302, 700
117		302, 900
118		303, 100
119		303, 400
120		303, 700
121		304, 100
122		304, 300
123		304, 600
124		304, 900
		·
125		305, 200

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するとともに、期末手当及び勤勉手当の支給に係る在職期間の取扱いを見直すほか、正規職員の給与改定に準じ、会計年度任用職員の給料月額及び期末手当の支給割合を引き上げるためであります。

第 1 回 定 例 会

議案第25号

小樽市議会

小樽市手数料条例の一部を改正する条例案 上記の議案を提出する。

令和6年2月27日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市手数料条例の一部を改正する条例

小樽市手数料条例(昭和26年小樽市条例第31号)の一部を次のように改 正する。

別表第122号の7及び第122号の9中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表第122号の10中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表第122号の11から第122号の13までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、引用する法令の名称を変更するためであります。

小樽市議会

小樽市債権管理条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月27日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市債権管理条例の一部を改正する条例

小樽市債権管理条例(平成30年小樽市条例第3号)の一部を次のように改 正する。

第12条第1項第4号中「相続財産管理人」を「相続財産清算人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、民法の一部改正に伴い、相続財産管理人を相続 財産清算人に名称変更するためであります。

第 1 回 定 例 会 議案第27号

小樽市議会

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月27日提出

小樽市長 迫 俊哉

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定 める条例(平成26年小樽市条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ど も・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則 の一部を改正する内閣府令(令和5年内閣府令第67号」を「母体保護法施行 規則等の一部を改正する内閣府令(令和5年内閣府令第86号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令 のとおり適用させるためであります。

第 1 回 定 例 会 議案第28号

小樽市議会

小樽市さくら学園条例及び小樽市こども発達支援センター条例の一部を 改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月27日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市さくら学園条例及び小樽市こども発達支援センター条例の一部を 改正する条例

(小樽市さくら学園条例の一部改正)

第1条 小樽市さくら学園条例(平成16年小樽市条例第11号)の一部を次 のように改正する。

第6条第2号中「医療型児童発達支援、放課後等デイサービス」を「放課 後等デイサービス」に改め、同条第3号中「第6条の2の2第7項」を「第 6条の2の2第6項」に改める。

(小樽市こども発達支援センター条例の一部改正)

第2条 小樽市こども発達支援センター条例(平成16年小樽市条例第26号) の一部を次のように改正する。

第4条中「医療型児童発達支援及び」を削り、「同条第7項」を「同条第6 項」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うためであります。

小樽市産業廃棄物等処分事業設置条例等の一部を改正する条例案 上記の議案を提出する。

令和6年2月27日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市産業廃棄物等処分事業設置条例等の一部を改正する条例 次に掲げる条例の規定中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2 の8第8項」に改める。

- (1) 小樽市産業廃棄物等処分事業設置条例(昭和59年小樽市条例第19号) 第5条
- (2) 小樽市水道事業等の設置等に関する条例(昭和41年小樽市条例第36号)第9条
- (3) 小樽市簡易水道事業設置条例(平成元年小樽市条例第54号)第6条
- (4) 小樽市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年小樽市条例第35号) 第7条

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うためであります。

小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案 上記の議案を提出する。

令和6年2月27日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小樽市国民健康保険条例(昭和34年小樽市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部 分中「一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下単 に「退職被保険者等」という。) 以外の被保険者をいう。以下同じ。) に係る」 を削り、同条第1号ア中「(一般被保険者に係るものに限る。)」を削り、同 号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に、「北海道が行う国民健康保険の 一般被保険者に係るものに限り、北海道」を「北海道」に改め、同号カ中「退 職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担 金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保 険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費 及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに北海道が行う国民健康 保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事 業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「附則第22条」 を「附則第7条」に改め、同号ウ中「(エにおいて「国民健康保険保険給付費 等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則 第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付 等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)」を削り、同号エ

中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康 保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係る ものに限る。)」を削る。

第13条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第14条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第16条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号中「一般被保険者に係る」を削り、「100分の43」を「100分の42」に改め、同項第2号中「一般被保険者に係る」を削り、「100分の33」を「100分の34」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第16条の2から第16条の5までを次のように改める。

第16条の2から第16条の5まで 削除

第16条の6中「又は第16条の2」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第16条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第20条及び第21条第1項において同じ。)」を削る。

第16条の6の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、北海道が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第16条の6の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般

被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第16条の6の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般 被保険者」を「被保険者」に改める。

第16条の6の5の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号中「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の43」を「後期高齢者支援金等賦課総額の100分の42」に、「を一般被保険者」を「を被保険者」に改め、同項第2号中「一般被保険者に係る」を削り、「100分の33」を「100分の34」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」に改める。

第16条の6の6から第16条の6の10までを次のように改める。

第16条の6の6から第16条の6の9まで 削除

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第16条の6の10 第16条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額は、24 万円を超えることができない。

第16条の7第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第16条の11第1項第1号中「100分の43」を「100分の42」に 改め、同項第2号中「100分の33」を「100分の34」に改める。

第20条第1項中「なり、若しくは特例対象被保険者等でなくなった」を「なった」に改め、「又は第16条の2」及び「又は第16条の6の6」を削る。

第21条第1項各号列記以外の部分中「又は第16条の2」を削り、同項第 2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万 5,000円」を「54万5,000円」に改め、同条第4項中「又は第16条の2」及び「又は第16条の6の6」を削り、同条第5項中「又は第16条の2」を削る。

第21条の3第1項中「又は第16条の4」を削り、「第16条第2項」を 「同条第2項」に改め、同条第2項中「又は第16条の4」及び「又は第16 条の6の8」を削り、同条第3項第1号中「又は第16条の4」を削る。

第21条の4第1項中「又は第16条の2」を削り、同条第3項中「又は第16条の2」及び「又は第16条の6の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項及び第5項中「又は第16条の2」を削り、同条第7項中「又は第16条の2」及び「又は第16条の6の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第8項中「又は第16条の2」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の小樽市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保 険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例 による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、国民健康保険法の一部改正により退職者医療制度の経過措置が廃止されることに伴う関係規定の整備を行うとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、後期高齢者支援金等賦課限度額を改定し、及び低所得者の保険料の軽減措置に係る判定所得を引き上げるほか、保険料の賦課割合の変更及び所要の改正を行うためであります。

小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月27日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市介護保険条例の一部を改正する条例

小樽市介護保険条例(平成12年小樽市条例第39号)の一部を次のように 改正する。

目次中「第2章の2 市町村特別給付(第3条の2)」を削る。

第2章の2を削る。

第4条を次のように改める。

(保険料率)

- 第4条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各 号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する市内に住所を有する 65歳以上の者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額と する。
 - (1) 政令第38条第1項第1号に掲げる者 32,210円
 - (2) 政令第38条第1項第2号に掲げる者 42,830円
 - (3) 政令第38条第1項第3号に掲げる者 48,850円
 - (4) 政令第38条第1項第4号に掲げる者 63,720円
 - (5) 政令第38条第1項第5号に掲げる者 70,800円
 - (6) 政令第38条第1項第6号に掲げる者 84,960円
 - (7) 政令第38条第1項第7号に掲げる者 92,040円

- (8) 政令第38条第1項第8号に掲げる者 106,200円
- (9) 政令第38条第1項第9号に掲げる者 120,360円
- ⑩ 政令第38条第1項第10号に掲げる者 134,520円
- (11) 政令第38条第1項第11号に掲げる者 148,680円
- (12) 政令第38条第1項第12号に掲げる者 162、840円
- 四 政令第38条第1項第13号に掲げる者 169,920円
- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,180円とする。
- 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定に かかわらず、28,670円とする。
- 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定に かかわらず、48,500円とする。

第6条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「ハ」を「二」に、「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第9号まで」を「第12号まで」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の小樽市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料 について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例によ る。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、激変緩和措置として実施してきた市町村特別給付である介護用品助成事業を廃止するとともに、介護保険法施行令の一部改正を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの保険料率を定めるためであります。

第 1 回 定 例 会 議案第32号

小樽市議会

小樽市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月27日提出

小樽市長 迫 俊哉

小樽市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例

小樽市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 等を定める条例(平成30年小樽市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「同法第2条第2号」を「同条第2号」に改める。

附則第2項中「令和3年厚生労働省令第9号」を「令和6年厚生労働省令第 16号 に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、基準省令等の一部改正に伴い、改正後の基準省 令等のとおり適用させるとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例 の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月27日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例 の一部を改正する条例

小樽市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例(平成27年小樽市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条」の次に「及び第5条」を加える。

第5条を第6条とする。

第4条第1項中「指定介護予防支援事業者又は基準該当介護予防支援の事業を行う者(以下これらを「指定介護予防支援事業者等」という。)」を「指定介護予防支援事業者等」に、「同法第2条第2号」を「同条第2号」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(事故発生時の対応に係る独自基準)

第4条 指定介護予防支援事業者又は基準該当介護予防支援の事業を行う者 (以下これらを「指定介護予防支援事業者等」という。)は、基準省令第26 条第2項の規定により事故の記録を行った場合は、規則で定めるところによ り、市に報告しなければならない。

附則第2項中「令和3年厚生労働省令第9号」を「令和6年厚生労働省令第 16号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、基準省令の一部改正に伴い、改正後の基準省令のとおり適用させるとともに、事故発生時の対応に係る独自基準を設けるほか、所要の改正を行うためであります。

第 1 回 定 例 会 議案第34号

小樽市議会

小樽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定め る条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月27日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定め る条例の一部を改正する条例

小樽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条 例(平成30年小樽市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「同法第2条第2号」を「同条第2号」に改める。

附則第2項中「令和3年厚生労働省令第9号」を「令和6年厚生労働省令第 16号 に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、基準省令の一部改正に伴い、改正後の基準省令 のとおり適用させるとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第35号

小樽市中小企業等振興条例の一部を改正する条例案 上記の議案を提出する。

令和6年2月27日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市中小企業等振興条例の一部を改正する条例

小樽市中小企業等振興条例(平成7年小樽市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(商店街近代化施設設置事業等助成)」に改め、同条中「公的利便施設」の次に「(以下単に「公的利便施設」という。)」を加え、「場合又は」を「場合若しくは」に、「場合において」を「場合又は設置した公的利便施設を改修し、若しくは撤去した場合において」に、「費用が5,00万円」を「費用又は設置した公的利便施設の改修若しくは撤去に要した費用のうち、市長が定める費用が規則で定める額」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、商店街団体が行う公的利便施設の改修等について助成金を交付するとともに、助成金の交付要件の弾力化を図るほか、所要の改正を行うためであります。

小樽市議会

小樽市観光物産プラザ条例を廃止する条例案 上記の議案を提出する。

令和6年2月27日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市観光物産プラザ条例を廃止する条例

小樽市観光物産プラザ条例(平成元年小樽市条例第66号)は、廃止する。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、地場産品の普及及び観光情報の提供機能が新た に設置される小樽国際インフォメーションセンターに移転されることに伴い、 観光物産プラザを廃止するためであります。

第 1 回 定 例 会

議案第37号

小樽市議会

小樽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改 正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月27日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改 正する条例

小樽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成4年小樽 市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第2幸地区地区整備計画区域の部低層一般住宅B地区の項ア欄第4号中「保育所」の次に「(保育所型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第3条第2項第2号の規定による保育を行う認定こども園をいう。)及び地方裁量型認定こども園(同項第3号の規定による教育及び保育を行う認定こども園をいう。)を含む。以下同じ。)」を加え、同表新光町地区地区整備計画区域の部中

Γ

集	次に掲げる建築物以		5 0	3 メート		1 .
合住	外のもの		0 平	ル		2
宅地	(1) 共同住宅又は寄宿		方			メー
区	舎		メー			トル
	(2) 診療所		トル			以下
利	次に掲げる建築物以		3 0	1 メート	1 0	1.
便 施	次に掲げる建築物以 外のもの		3 0 0 平	1メートル	1 0	1 . 2
				1		
便施	外のもの		0 平	1	メー	

	又は飲食店を除く。)			
	(2) 兼用住宅のうち、			
	政令第130条の3			
	第2号又は第3号に			
	該当する用途を兼ね			
	るもの。ただし、長			
	屋を除く。			

を

Γ

	T	T	Γ	T			T
集	次に掲げる建築物以			5 0	3 メート		1 .
合住	外のもの			0 平	ル		2
宅地	(1) 共同住宅又は寄宿			方			メー
区	舎			メー			トル
	(2) 診療所			トル			以下
	(3) 保育所又は幼保連						
	携型認定こども園						
	(認定こども園法第						
	2条第7項に規定す						
	る幼保連携型認定こ						
	ども園をいう。以下						
	同じ。)						
低	次に掲げる建築物以	1 0	1 0	2 0	1 メート	1 0	1 .
層一	外のもの	分の	分の	0 平	ル	メー	2
般 住	(1) 専用住宅。ただし、	8	5	方		トル	メー
宅 ·	3戸以上の長屋を除			メー			トル
利 便	< ∘			トル			以下
地区	(2) 兼用住宅のうち、						
	政令第130条の3						
	第3号、第5号又は						
	第6号に該当する用						
	途を兼ねるもの。た						
	だし、3戸以上の長						
	屋を除く。						
	(3) 共同住宅(3戸以						
	上のものを除く。)						
	(4) 物品販売業を営む						
	店舗若しくは飲食店						
	(風俗営業等に係る						
	店舗又は飲食店を除						

く。)又はこれらの用 途を兼ねる住宅(3 戸以上の長屋及び共		
同住宅を除く。) (5) 2戸の長屋で、第		
1号の専用住宅、第 2号の兼用住宅又は		
前号に規定する兼用 住宅からなるもの		
(これらの号に該当 するものを除く。)		

に改め、同表星野ニュータウン地区地区整備計画区域の部一般住宅・利便地区の項ア欄第3号中「幼稚園」の次に「(幼稚園型認定こども園(認定こども園法第3条第2項第1号の規定による教育を行う認定こども園をいう。)を含む。)」を加え、同欄第4号中「保育所」の次に「又は幼保連携型認定こども園」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(建築物の制限に関する経過措置)

2 この条例の施行前に建築され、又は建築の工事が開始された建築物の制限 については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の 例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、小樽都市計画新光町地区地区計画の変更に伴い、新光町地区地区整備計画区域における建築物の用途の制限について見直しを行うとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市駐車場条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案 上記の議案を提出する。

令和6年2月27日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市駐車場条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 小樽市駐車場条例の一部を改正する条例(令和5年小樽市条例第25号)の 一部を次のように改正する。

第4条を改め、同条に各号及び1項を加える改正規定中「で、道路運送法(昭 和26年法律第183号)第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送 事業を行うもの」を削り、同改正規定の次に次のように加える。

第5条第3項の表中「前条ただし書」を「前条第1項ただし書」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、運送事業用以外のマイクロバスの利用ニーズを 踏まえ、堺町観光バス駐車場に駐車することができる自動車を見直すとともに、 所要の改正を行うためであります。

小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案 上記の議案を提出する。

令和6年2月27日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

小樽市建築基準法施行条例(昭和43年小樽市条例第16号)の一部を次の ように改正する。

第3条第1項ただし書中「法別表第一(い)欄(二)項」を「同欄(二)項」 に改める。

第33条第1項中「主要構造部は」を「特定主要構造部は」に改める。

第59条の3第1項中「第108条の3第3項」を「第108条の4第3項」 に、「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第2項中「第108条 の3第4項|を「第108条の4第4項|に、「主要構造部」を「特定主要構 造部」に改める。

第59条の4中「第128条の6第1項」を「第128条の7第1項」に改 める。

第60条の4第1号中「第138条第3項第1号」を「第138条第4項第 1号」に改める。

第60条の6から第60条の8までの規定中「建築主事」の次に「若しくは 建築副主事」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(建築物の制限に関する経過措置)

2 この条例の施行前に建築され、又は建築の工事が開始された建築物の制限 については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の 例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、建築基準法の一部改正に伴い、耐火構造を求める建築物の部分を特定主要構造部に限定するとともに、建築確認申請書の記載事項変更届の提出先等として建築副主事を追加するほか、所要の改正を行うためであります。

小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並 びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案 上記の議案を提出する。

令和6年2月27日提出

小樽市長 迫 俊哉

小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並 びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに 水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成25年小樽市条例第21号)の 一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に 改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、水道法の一部改正により、水道整備・管理行政 の所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されることに伴い、主務 大臣を変更するためであります。

小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案 上記の議案を提出する。

令和6年2月27日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 小樽市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年小樽市条例第27号)の一 部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。 別表中「12,440」を「12,500」に、「13,320」を「13,350」に、「10,670」を「10,800」に、「11,550」を「11,650」に、「8,900」を「9,100」に、「9,790」を「9,950」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の小樽市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項第2号及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた同条第1項に規定する損害補償(以下単に「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に

支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額を引き上げるためであります。

第 1 回 定 例 会

議案第42号

小樽市議会

小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案 上記の議案を提出する。

令和6年2月27日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市火災予防条例の一部を改正する条例

小樽市火災予防条例(昭和48年小樽市条例第34号)の一部を次のように 改正する。

第40条第2項第1号中「主要構造部」の次に「(建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。以下同じ。)」を加える。

第42条第1項第1号中「で主要構造部」を「で特定主要構造部(建築基準法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。)」に、「、主要構造部」を「、特定主要構造部」に、「建築基準法第2条第9号の3イ」を「同条第9号の3イ」に改め、同項第2号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第46条第1項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第48条第1項第1号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同項 第3号中「主要構造」を「、主要構造部」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

この条例を提出したのは、消防法施行令の一部改正に伴い、消防用設備等の設置基準を緩和するとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市議会

小樽市消防手数料条例の一部を改正する条例案 上記の議案を提出する。

令和6年2月27日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市消防手数料条例の一部を改正する条例

小樽市消防手数料条例(平成12年小樽市条例第63号)の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項第5号ア中「1, 180, 000円」を「1, 450, 000円」に改め、同号イ中「1, 410, 000円」を「1, 720, 000円」に改め、同号ウ中「1, 590, 000円」を「1, 920, 000円」に改め、同号エ中「1, 950, 000円」を「2, 360, 000円」に改め、同号オ中「2, 270, 000円」を「2, 740, 000円」に改め、同号カ中「4, 550, 000円」を「5, 640, 000円」に改め、同号カ中「5, 820, 000円」を「7, 240, 000円」に改め、同号ク中「7, 070, 000円」を「8, 790, 000円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に申請される事務に 係る手数料について適用し、同日前に申請された事務に係る手数料について は、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可申請に係る審査手数料を改定するためであります。

小樽市議会

工事請負変更契約について

重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事の請負変更契約を下記 のとおり締結する。

令和6年2月27日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工事名称 重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事
- 2 契約金額

変 更 前 10億2,702万6,000円

変 更 後 10億7, 197万2, 000円

契約の相手方 小樽市緑1丁目5番1号 3

阿部·福島·西條共同企業体

代表者

阿部建設株式会社

小樽市議会

工事請負変更契約について

桂岡小学校校舎等耐震補強ほか改修工事の請負変更契約を下記のとおり締結 する。

令和6年2月27日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工事名称 桂岡小学校校舎等耐震補強ほか改修工事
- 2 契約金額

変 更 前 4億150万円

変 更 後 4億1,242万3,000円

契約の相手方 小樽市若竹町3番1号 3

近藤・西條・福島共同企業体

代表者

近藤工業株式会社

第 1 回 定 例 会 議案第46号

小樽市議会

動産の取得について

下記の物品を取得する。

令和6年2月27日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 物品名 ロータリ除雪車(2.2m/2,300t級)その1
- 取得価格 5,610万円 2
- 3 取得先 札幌市手稲区曙5条5丁目1番10号 株式会社NICHIJO

第 1 回 定 例 会 議案第47号

小樽市議会

動産の取得について

下記の物品を取得する。

令和6年2月27日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 物 品 名 ロータリ除雪車 (2.2 m/2, 300 t 級) その2
- 取得価格 5,571万5,000円 2
- 3 取得先 札幌市中央区北1条西7丁目1番地 ナラサキ産業株式会社北海道支社

第 1 回 定 例 会 議案第48号

小樽市議会

動産の取得について

下記の物品を取得する。

令和6年2月27日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 物品名 ロータリ除雪車(1.3m/700t級)
- 取得価格 3,520万円 2
- 3 取得先 札幌市手稲区曙5条5丁目1番10号

株式会社NICHIJO

第 1 回 定 例 会

議案第49号

小樽市議会

小樽市教育委員会教育長の任命について

下記の者を本市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及 び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和6年2月27日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

中 島 正 人

令和6年小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第50号

市道路線の変更について

市道路線を下記のとおり変更する。

令和6年2月27日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

路線名	新旧の別	起 点 終 点	重要な経過地
樽川風防添線	旧	銭函5丁目61番2地先 銭函5丁目58番1地先	銭函5丁目58番9地先
	新	銭函5丁目61番9地先 銭函4丁目194番地先	銭函5丁目57番1地先
樽川西循環 連絡線	Ш	銭函4丁目99番6地先 銭函4丁目99番6地先	銭函4丁目99番6地先
	新	銭函4丁目99番6地先 銭函4丁目194番地先	銭函4丁目99番6地先
樽川西循環	旧	銭函4丁目177番12地先 銭函4丁目190番5地先	銭函4丁目190番6地先
分線	新	銭函4丁目177番12地先 銭函4丁目46番16地先	銭函4丁目190番6地先

第 1 回 定 例 会 議案第51号

小樽市議会

第7次小樽市総合計画基本構想の変更について

小樽市総合的な計画の策定等に関する条例第14条の規定により、第7次小 樽市総合計画基本構想を別紙のとおり変更する。

令和6年2月27日提出

小樽市長 迫 俊 哉

変 更 後

変 更 前

令和元年10月21日策定

I 基本構想について

この基本構想は、小樽市自治基本条例第20条に基づき策定する「第7次小樽市総合計画」のうち、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本的な構想をいい、本市が目指す将来都市像を示し、それを実現するための基本的方向を明らかにするものです。

この基本構想の期間は、令和元 (2019) 年度から令和10 (2028) 年度までの10年間ですが、本計画の策定後に生じた社会変革の動きに対応するため、令和5年度に基本構想の見直しを行いました。

Ⅱ まちづくりの展望

01 まちづくりの基本的な考え方

本市は北海道開拓とともに鉄道や港を中心に発展し、明治、大正、昭和初期の繁栄の時代に築かれた歴史文化資源を有し、変化に富んだ美しい海岸線や緑豊かな山々などの自然景観が一体となった情緒あふれるまちなみは、そこに暮らす人々の郷土に対する誇りや愛着を育み、訪れる人々を魅了するまちとして歩んできました。これから更に、小樽が住みよい、魅力的なまちとなるよう、多彩な地域資源を効果的に活用して、誰もが快適で安心して心豊かに暮らせる、活力あふれる地域社会の実現を目指します。

そして、市制施行100年という大きな節目を越えて、先人たちから受け継いだこのすばらしいまちを、人口減少<u>や急速に進展するデジタル技術の活用などがもたらす</u>社会経済情勢の変化にしなやかに適応して、次の世代へ責任をもって引き継げるよう、持続可能な発展を図ります。

このため、小樽市自治基本条例の理念に基づき、市民、議会及び市が、互いの役割や責務を理解し合い、支え合い、小樽への郷土愛を持って、協働によるまちづくりを進めます。

02 将来都市像

まちづくりの基本的な考え方を踏まえ、実現を目指す将来の都市像を次のとおり 掲げます。

自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち 小樽 ~あらたなる100年の歴史へ~

I 基本構想について

この基本構想は、小樽市自治基本条例第20条に基づき策定する「第7次小樽市総合計画」のうち、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本的な構想をいい、本市が目指す将来都市像を示し、それを実現するための基本的方向を明らかにするものです。

この基本構想の期間は、令和元 (2019) 年度から令和10 (2028) 年度までの10年間<u>とします</u>。

Ⅱ まちづくりの展望

の実現を目指します。

01 まちづくりの基本的な考え方

本市は北海道開拓とともに鉄道や港を中心に発展し、明治、大正、昭和初期の繁栄の時代に築かれた歴史文化資源を有し、変化に富んだ美しい海岸線や緑豊かな山々などの自然景観が一体となった情緒あふれるまちなみは、そこに暮らす人々の郷土に対する誇りや愛着を育み、訪れる人々を魅了するまちとして歩んできました。これから更に、小樽が住みよい、魅力的なまちとなるよう、多彩な地域資源を効果的に活用して、誰もが快適で安心して心豊かに暮らせる、活力あふれる地域社会

そして、市制施行100年という大きな節目を越えて、先人たちから受け継いだこのすばらしいまちを、人口減少<u>などの</u>社会経済情勢の変化にしなやかに適応して、次の世代へ責任をもって引き継げるよう、持続可能な発展を図ります。

このため、小樽市自治基本条例の理念に基づき、市民、議会及び市が、互いの役割や責務を理解し合い、支え合い、小樽への郷土愛を持って、協働によるまちづくりを進めます。

02 将来都市像

まちづくりの基本的な考え方を踏まえ、実現を目指す将来の都市像を次のとおり 掲げます。

自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち 小樽 ~あらたなる100年の歴史へ~

03 将来人口

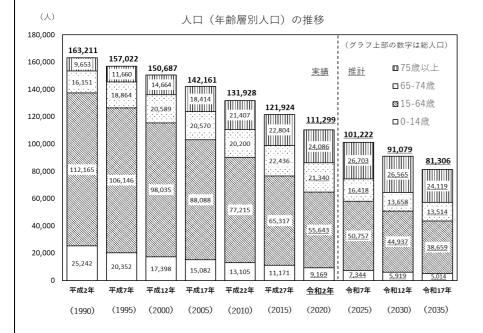
本市の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計によると、5年ごとに約1万人の減少が続き、本計画期間中に10万人を下回ると予想されます。

本市の人口は、低年齢になるに従い少なくなっていることから、将来の子育て世代の減少に伴い、出生数の減少が続く見通しであり、年少人口($0\sim14$ 歳)は、平成27 (2015)年と比べ、20年後の令和17 (2035)年にはほぼ半減し、生産年齢人口($15\sim64$ 歳)も、同期間で4割ほど減少すると推計されています。

また、高齢者人口(65歳以上)<u>も今後は減少が続く</u>見通しですが、一方で、総人口に占める高齢者人口の割合は、本計画期間中、相対的に上昇を続けると予想されます。

中でも、令和7(2025)年には団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)となることから、本計画期間中に後期高齢者数はピークを迎え、総人口に占める割合も<u>4人に1人</u>を超える見通しです。

人口は、自治体運営の基礎であり、人口減少・少子高齢化の進行は、市民生活やまちの活力など多方面に影響を及ぼすことから、人口対策を最重要課題と位置付け、関連施策を総合的に展開することにより、人口減少の抑制を図るとともに、将来人口に適切に対応するよう努めます。



03 将来人口

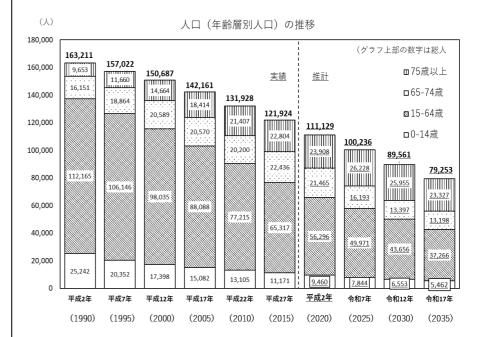
本市の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計によると、5年ごとに約1万人の減少が続き、本計画期間中に10万人を下回ると予想されます。

本市の人口は、低年齢になるに従い少なくなっていることから、将来の子育て世代の減少に伴い、出生数の減少が続く見通しであり、年少人口 $(0\sim14歳)$ は、平成27 (2015) 年と比べ、20年後の令和17 (2035) 年にはほぼ半減し、生産年齢人口 $(15\sim64歳)$ も、同期間で4割ほど減少すると推計されています。

一方、高齢者人口(65歳以上)<u>は、横ばいから減少に転じる</u>見通しですが、<u>総人口</u>に占める高齢者人口の割合は<u>相対的</u>に上昇を<u>続け、本計画期間中に40%を超える見通</u>しです。

中でも、令和7 (2025) 年には団塊の世代が後期高齢者 (75歳以上) となることから、本計画期間中に後期高齢者数はピークを迎え、総人口に占める割合も<u>約4人に1</u>人となる見通しです。

人口は、自治体運営の基礎であり、人口減少・少子高齢化の進行は、市民生活やまちの活力など多方面に影響を及ぼすことから、人口対策を最重要課題と位置付け、関連施策を総合的に展開することにより、人口減少の抑制を図るとともに、将来人口に適切に対応するよう努めます。



年齢別割合	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年
(%)	(2010)	(2015)	(2020)	(2025)	(2030)	(2035)
0~14歳	9. 9	9.2	<u>8. 3</u>	<u>7.3</u>	<u>6.5</u>	<u>6. 2</u>
15~64歳	58. 5	53.7	<u>50. 5</u>	<u>50. 1</u>	<u>49.3</u>	<u>47. 6</u>
65歳以上	31.5	37.2	<u>41. 2</u>	<u>42.6</u>	<u>44. 2</u>	<u>46. 3</u>
うち、65~74歳	15. 3	18.4	<u>19. 4</u>	<u>16. 2</u>	15.0	<u>16. 6</u>
うち、75歳以上	16. 2	18.7	<u>21. 8</u>	<u> 26. 4</u>	<u>29. 2</u>	<u> 29. 7</u>

※平成2~<u>今和2年</u>の人口は、国勢調査結果によるもの。総人口には年齢不詳を含むため、合計とは一致しない。 また、年齢別割合(%)は、総人口から年齢不詳を差し引いた数値で算出している。 <u>令和7年</u>以降は、国立社会保障・人口問題研究所による推計(<u>令和5年12月</u>推計)によるもの。

Ⅲ 計画の体系

将来都市像の実現のため、次の体系により、まちづくりを進めます。

「人口減少・少子高齢化への対応」は、急速に進む人口減少と人口構造の変化に対して取り組むべき方向性を示し、これに沿った施策を分野を横断して関連付け、 重点的に取り組むものです。

「まちづくり 6つのテーマ」は、分野ごとに施策を展開するための体系です。 「市政運営の基本姿勢」は、これらの施策を着実に推進していくための基本姿勢 として掲げています。

「土地利用・地区別発展方向」は、土地利用に関する基本的な方針と、地区ごと の特性に応じた発展の基本方向を示します。

(体系図は、次ページ)

年齢別割合(%)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)
0~14歳	9. 9	9. 2	<u>8.5</u>	<u>7.8</u>	<u>7. 3</u>	<u>6. 9</u>
15~64歳	58. 5	53. 7	<u>50.7</u>	<u>49.9</u>	<u>48. 7</u>	<u>47. 0</u>
65歳以上	31.5	37. 2	40.8	42.3	44.0	46.1
うち、65~74歳	15. 3	18. 4	<u>19.3</u>	<u>16. 1</u>	15. 0	<u>16. 7</u>
うち、75歳以上	16. 2	18. 7	<u>21.5</u>	<u>26. 2</u>	<u> 29. 0</u>	<u>29. 4</u>

※平成2~<u>27年</u>の人口は、国勢調査結果によるもの。総人口には年齢不詳を含むため、合計とは一致しない。 また、年齢別割合(%)は、総人口から年齢不詳を差し引いた数値で算出している。 <u>令和2年</u>以降は、国立社会保障・人口問題研究所による推計(平成30年3月推計)によるもの。

Ⅲ 計画の体系

将来都市像の実現のため、次の体系により、まちづくりを進めます。

「人口減少・少子高齢化への対応」は、急速に進む人口減少と人口構造の変化に対して取り組むべき方向性を示し、これに沿った施策を分野を横断して関連付け、 重点的に取り組むものです。

「まちづくり 6つのテーマ」は、分野ごとに施策を展開するための体系です。 「市政運営の基本姿勢」は、これらの施策を着実に推進していくための基本姿勢 として掲げています。

「土地利用・地区別発展方向」は、土地利用に関する基本的な方針と、地区ごとの特性に応じた発展の基本方向を示します。

(体系図は、次ページ)

将来都市像

自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち 小樽 ~あらたなる100年の歴史へ~

人口減少・少子高齢化への対応 人口減少への挑戦 将来人口への適応 まちづくり 6つのテーマ 子ども・ 生きがし 市民福祉 產業振興 環境・景観 生活基盤 子育て • 文化 3 2 5 6 9 生きがいにあふれ、人と文化「社会教育」「文化芸術」「スポーツ・レクリエーション」「 「市街地整備」「流路・河川」「市街地整備」「交通」「防 安心して子どもを生み育てることのできるまち「子ども・子育て支援」「学校教育」 雛もがいきいきと健やかに暮らせるまち「地域福祉」「高齢者福祉」「魔がい者福祉」「保健衛生」「地域医療」「男女共同参廣社会 強みを生かした産業振興によるにぎわいのまち「農林業」「水産業」「商業」「工業・企業立地「観光」「港湾」「雇用・労働」 生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち「上下水道」「道路・河川」「住宅」「除排雪」「市街地整備」「交通」「防災・危機管理」 まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち「環境保全」「循環型社会」「公園・緑地」「都市景観」 人と文化を育むまち 「男女共同参画社会」 「国際交流」 市政運営の基本姿勢 市民参加と協働による 持続可能な 広域連携の推進 まちづくりの推進 行財政運営の推進 土地利用 • 她区别発展方向 土地利用 地区別発展方向 北西部地区 中部地区 東南部地区

将来都市像

自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち 小樽 ~あらたなる100年の歴史へ~

人口減少・少子高齢化への対応 人口減少への挑戦 将来人口への適応 まちづくり 6つのテーマ 子ども・ 生きがし 市民福祉 産業振興 生活基盤 環境•景観 子育て 文化 2 3 5 6 生きがいにあふれ、人と「社会教育」「文化芸術」「文化芸術」 「上下水道」「道路・河川」「市街地整備」「交通」「防「消防」「生活安全」 「地域福祉」 「農林業」 「環境保全」「都市景観」 安心して子どもを生み育てることのできるまち「子ども・子育て支援」「学校教育」 誰もがいきいきと健やかに暮らせるまち 強みを生かした産業振興によるにぎわいのまち 生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち まちなみと自然が調和し、 」「水産業」「商業」「工業・企業立地」「港湾」「雇用・労働」 「高齢者福祉」「地域医療」「 「循環型社会」 ション 人と文化を育むまち 川」「住宅」「除排雪」「防災・危機管理」 」「障がい者福祉」「男女共同参画社会」 環境にやさしいまち 「公園・緑地」 「国際交流」 市政運営の基本姿勢 市民参加と協働による 持続可能な 広域連携の推進 まちづくりの推進 行財政運営の推進 土地利用•地区别発展方向 土地利用 北西部地区 中部地区 東南部地区 地区別発展方向

Ⅳ 人口減少・少子高齢化への対応

急速に進む人口減少と少子高齢化は、地域経済の縮小、労働力の減少、地域コミュニティ機能の低下、行政サービスに必要な税収の減少など、まちの活力や生活利便性の低下をもたらすことが懸念され、それが更なる人口減少につながる恐れがあります。

このことは今の小樽にとって最重要課題であるとの認識に立ち、こうした課題を乗り越え、これからも住みよい、魅力的なまちであり続けるための方向性を示すとともに、この方向性に沿った施策を分野を横断して関連付け、重点的に取り組みます。

01 人口減少への挑戦 ~選ばれるまちづくり~

長らく続く少子化と<u>社会減による</u>人口減少を抑制するため、<u>若い世代が仕事や子育てにおいて将来に向けた展望を持つことができ</u>、誰もが安心して快適に暮らせる、ここで働きたい・住み続けたいと思えるまちを目指します。

また、人や企業を呼び込むことで経済効果とまちの活力向上を図るため、何度も訪れたい・応援したい・投資したいと思える魅力的なまちを目指します。

このため、子育て支援や教育の充実など、子育て世代が魅力と安心を感じられる 環境づくりや未来の小樽を支える人づくりを行うとともに、企業誘致や地場産業の 振興などに<u>よる</u>安定した働く場<u>の確保や、起業・創業支援などを通じた地域経済の</u> 活性化を推し進めるほか、住環境や生活利便性の向上と積極的な情報発信に努める ことにより、出生率の向上と、若い世代・子育て世代を中心に幅広い世代の移住・ 定住の促進を図ります。

また、豊かな自然環境や歴史的景観、<u>港など</u>の本市の多彩な資源を生かして、まちの魅力を高め、国内外にその魅力を効果的に発信することにより、より多くの人を<u>呼び込むとともに、本市のまちづくりに関わる人や企業の拡大を図り、選ばれる</u>まちづくりを進めます。

02 将来人口への適応 ~時代に合ったまちづくり~

少子化対策<u>や社会減の解消策の効果</u>が現れても、本市の人口は高年齢層が多く低年齢層が少ないことから、<u>当面の間、出生数は減少し、人口減少と高齢化が続く見</u>通しです。

このことから、人口減少の抑制を図る一方で、<u>将来</u>の人口規模や人口構造にしっかりと適応し、安心して快適に住み続けられるまちを目指します。

このため、高齢化に対応する、健康で生涯活躍できる環境づくりや地域の支え合いの仕組みづくりなど、住み慣れた地域で暮らし続けられる環境整備に努めます。

また、人口減少下においても安心・快適な暮らしを持続できるよう、中心拠点と 複数の地域拠点に都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率 的なまちづくりを目指します。

Ⅳ 人口減少・少子高齢化への対応

急速に進む人口減少と少子高齢化は、地域経済の縮小、労働力の減少、地域コミュニティ機能の低下、行政サービスに必要な税収の減少など、まちの活力や生活利便性の低下をもたらすことが懸念され、それが更なる人口減少につながる恐れがあります。

このことは今の小樽にとって最重要課題であるとの認識に立ち、こうした課題を乗り越え、これからも住みよい、魅力的なまちであり続けるための方向性を示すとともに、この方向性に沿った施策を分野を横断して関連付け、重点的に取り組みます。

01 人口減少への挑戦 ~住みたい、訪れたいまちづくり~

長らく続く少子化と<u>転出超過を改善し、</u>人口減少を抑制するため、<u>子育て世代に優しく</u>、誰もが安心して快適に暮らせる、<u>住んでみたい</u>・住み続けたいと思えるまちを目指します。

また、交流人口がもたらす経済効果でまちの活力を高めるため、何度も<u>訪れたい</u>と思える魅力的なまちを目指します。

このため、子育て支援や教育の充実など、子育て世代が魅力と安心を感じられる環境づくりや未来の小樽を支える人づくりを行うとともに、企業誘致や地場産業の振興などにより安定した働く場<u>を確保する</u>ほか、住環境や生活利便性の向上と積極的な情報発信に努めることにより、出生率の向上と、若い世代・子育て世代を中心に幅広い世代の移住・定住の促進を図ります。

また、豊かな自然環境や歴史的景観<u>など</u>の本市の多彩な資源を生かして、まちの魅力を高め、国内外にその魅力を効果的に発信することにより、より多くの人を<u>呼</u>び込み、交流するまちづくりを進めます。

02 将来人口への適応 ~時代に合ったまちづくり~

少子化対策<u>の効果</u>が現れても、本市の人口は高年齢層が多く低年齢層が少ないことから、<u>長期間にわたり高齢化と自然減が続く見通しです。また、全国の人口が減少に転じた中で、より大きな都市圏へ人口が集中する傾向が続いていることから、社会減の解消も容易なことではありません。</u>

このことから、人口減少の抑制を図る一方で、<u>人口減少と高齢化が当面続くことは避けられないものと受け止め、将来</u>の人口規模や人口構造にしっかりと適応し、安心して快適に住み続けられるまちを目指します。

このため、高齢化に対応する、健康で生涯活躍できる環境づくりや地域の支え合いの仕組みづくりなど、住み慣れた地域で暮らし続けられる環境整備に努めます。

また、人口減少下においても安心・快適な暮らしを持続できるよう、中心拠点と 複数の地域拠点に都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率 的なまちづくりを目指すとともに、近隣市町村と連携して安定的な住民サービスの さらに、デジタル技術や民間の力を活用するとともに、近隣市町村と連携して、 効率的な行政運営と安定的かつ良質な住民サービスの提供に努めます。

Ⅴ まちづくり 6つのテーマ

市政の各分野を「子ども・子育て」「市民福祉」「産業振興」「生活基盤」「環境・景観」「生きがい・文化」に分類し、『まちづくり 6つのテーマ』として体系付けました。

『まちづくり 6つのテーマ』は、32の施策により構成し、施策ごとに目指すべき姿とその展開方向を明らかにしたものです。

テーマ1 安心して子どもを生み育てることのできるまち(子ども・子育て)

地域全体で子育てを支え、子どもを守り育てる環境を整えるとともに、小樽の未来を担う子どもたちに、多様な社会的変化を乗り越えるための力を育む学校教育を地域と連携・協働しながら取り組み、誰もが安心して子どもを生み育てることができ、子どもたちが健やかに育まれるまちを目指します。

施策1 子ども・子育て支援

妊娠、出産から子育ての不安を解消し、子育て世代が安心して子どもを生み育てることができ、子どもたちが健やかに育まれる環境づくりを目指します。

また、心豊かでたくましく、地域社会で積極的に活動する、豊かな感性と広い視野を持った青少年の育成を目指します。

このため、家庭はもとより、行政や地域が連携して社会全体がそれぞれの役割を 担い、子どもの成長を支えていくことができる環境づくりを進めるとともに、仕事 と子育ての両立など、多様な市民ニーズに対応した、子育て支援の推進に努めます。 また、青少年の地域活動の支援や子どもの居場所づくりを進めるとともに、地域 全体で子どもを見守り育てる環境づくりや、子どもの基本的人権の尊重と保護に努 めます。

施策2 学校教育

子どもたち一人ひとりが、グローバル化や情報化など、予測困難な社会の変化に 主体的に対応する力を身に付け、豊かな人生を切り拓き、未来の創り手となる資質・ 能力を育む学校教育を目指します。

このため、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、学校・家庭・地域が 連携・協働しながら、地域とともにある学校づくりを進めるとともに、小中学校の 適正な配置と施設整備の充実に努め、教育環境の向上を図ります。

また、子どもたちを取り巻く状況の変化や、新たな教育課題に対応するため、教員の資質・能力の向上、学校段階間の連携・接続の推進と学校安全教育の充実に努めるとともに、健やかな体の育成を図ります。

テーマ2 誰もがいきいきと健やかに暮らせるまち(市民福祉)

市民一人ひとりが、年齢や性別、障がいの有無に関係なく、互いの人権を尊重しながら、生涯にわたり住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者

提供に努めます。

Ⅴ まちづくり 6つのテーマ

市政の各分野を「子ども・子育て」「市民福祉」「産業振興」「生活基盤」「環境・景観」「生きがい・文化」に分類し、『まちづくり 6つのテーマ』として体系付けました。

『まちづくり 6つのテーマ』は、32の施策により構成し、施策ごとに目指すべき姿とその展開方向を明らかにしたものです。

テーマ1 安心して子どもを生み育てることのできるまち(子ども・子育て)

地域全体で子育てを支え、子どもを守り育てる環境を整えるとともに、小樽の未来を担う子どもたちに、多様な社会的変化を乗り越えるための力を育む学校教育を地域と連携・協働しながら取り組み、誰もが安心して子どもを生み育てることができ、子どもたちが健やかに育まれるまちを目指します。

施策1 子ども・子育て支援

妊娠、出産から子育ての不安を解消し、子育て世代が安心して子どもを生み育てることができ、子どもたちが健やかに育まれる環境づくりを目指します。

また、心豊かでたくましく、地域社会で積極的に活動する、豊かな感性と広い視野を持った青少年の育成を目指します。

このため、家庭はもとより、行政や地域が連携して社会全体がそれぞれの役割を 担い、子どもの成長を支えていくことができる環境づくりを進めるとともに、仕事 と子育ての両立など、多様な市民ニーズに対応した、子育て支援の推進に努めます。 また、青少年の地域活動の支援や子どもの居場所づくりを進めるとともに、地域 全体で子どもを見守り育てる環境づくりや、子どもの基本的人権の尊重と保護に努 めます。

施策 2 学校教育

子どもたち一人ひとりが、グローバル化や情報化など、予測困難な社会の変化に 主体的に対応する力を身に付け、豊かな人生を切り拓き、未来の創り手となる資質・ 能力を育む学校教育を目指します。

このため、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、学校・家庭・地域が 連携・協働しながら、地域とともにある学校づくりを進めるとともに、小中学校の 適正な配置と施設整備の充実に努め、教育環境の向上を図ります。

また、子どもたちを取り巻く状況の変化や、新たな教育課題に対応するため、教員の資質・能力の向上<u>や学校段階間の連携・接続の推進に努めます。</u>

テーマ2 誰もがいきいきと健やかに暮らせるまち(市民福祉)

市民一人ひとりが、年齢や性別、障がいの有無に関係なく、互いの人権を尊重しながら、生涯にわたり住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者

の生きがいづくりや支援体制の構築、障がい者の地域生活支援体制の充実、市民の 健康づくりや食の安全の確保、良質で安全な医療環境の整備など、乳幼児から高齢 者までライフステージに応じた施策の推進により、誰もがいきいきと健やかに暮ら すことのできるまちを目指します。

施策1 地域福祉

人と人、人と社会資源がつながり、市民一人ひとりが、住み慣れた地域で、生涯にわたり、自分らしく、安心して心豊かに暮らせる社会をともに創っていく、地域 共生社会の実現を目指します。

このため、様々な地域福祉活動の支援を通じたソーシャルキャピタルの豊かな地域づくりに取り組むとともに、複雑多様化する福祉の個別ニーズにも対応可能な人材の発掘・活用や、地域の支え合いの意識の醸成と体制づくりに努めます。

施策 2 高齢者福祉

高齢者の社会参加が促進され、いきいきと自立した生活を送ることができ、可能 な限り住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくりを目指します。

このため、健康づくりや介護予防、生きがいづくりの取組と生活支援サービスの 充実を図るとともに、<u>北海道、医療と介護の関係機関、専門家等と</u>連携して、高齢 者の生活を地域全体で支える「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

施策3 障がい者福祉

市民一人ひとりが、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指します。

このため、障がいの特性やライフステージに応じた様々な福祉サービスの提供による地域生活の支援体制の充実を図ります。

また、<u>障がい</u>への理解を深めて社会的障壁を取り除くとともに、<u>情報の取得利用・意思疎通の円滑化や、差別解消・虐待の防止などの権利擁護の推進に努めることで、</u><u>障がいのある人(障がい児・者)</u>が自己の能力を最大限に<u>発揮しつつ、いきいきと</u>安心して暮らすための取組を進めます。

施策4 保健衛生

住み慣れた地域で、誰もが安心して生涯にわたり健やかに暮らせるまちを目指します。

このため、乳幼児から高齢者まで市民一人ひとりが生き生きとした生活が送れるよう、ライフステージに応じた市民の健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を目指すとともに、いのちを守る包括的な支援の推進により、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けた「生きるを支え合う」まちづくりに努めます。

また、新型コロナウイルス感染症対策での経験を踏まえ、感染症予防と食の安全を確保するための情報発信や、健康危機管理体制の充実など、安全な生活環境づくりに努めます。

の生きがいづくりや支援体制の構築、障がい者の地域生活支援体制の充実、市民の 健康づくりや食の安全の確保、良質で安全な医療環境の整備など、乳幼児から高齢 者までライフステージに応じた施策の推進により、誰もがいきいきと健やかに暮ら すことのできるまちを目指します。

施策1 地域福祉

人と人、人と社会資源がつながり、市民一人ひとりが、住み慣れた地域で、生涯にわたり、自分らしく、安心して心豊かに暮らせる社会をともに創っていく、地域 共生社会の実現を目指します。

このため、様々な地域福祉活動の支援を通じたソーシャルキャピタルの豊かな地域づくりに取り組むとともに、複雑多様化する福祉の個別ニーズにも対応可能な人材の発掘・活用や、地域の支え合いの意識の醸成と体制づくりに努めます。

施策 2 高齢者福祉

高齢者の社会参加が促進され、いきいきと自立した生活を送ることができ、可能 な限り住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくりを目指します。

このため、健康づくりや介護予防、生きがいづくりの取組と生活支援サービスの 充実を図るとともに、<u>医療・介護などが</u>連携して、高齢者の生活を地域全体で支え る「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

施策3 障がい者福祉

市民一人ひとりが、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指します。

このため、障がいの特性やライフステージに応じた様々な福祉サービスの提供による地域生活の支援体制の充実を図ります。

また、<u>障がいのある人</u>(<u>障がい児・者</u>)も地域で安心して暮らすため、<u>障がい</u>への理解を深めて社会的障壁を取り除くとともに、<u>障がいのある人</u>が自己の能力を最大限に発揮できるよう、差別解消や虐待の防止など権利擁護の推進に努めます。

施策4 保健衛生

住み慣れた地域で、誰もが安心して生涯にわたり健やかに暮らせるまちを目指します。

このため、乳幼児から高齢者まで市民一人ひとりが生き生きとした生活が送れるよう、ライフステージに応じた市民の健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を目指すとともに、「生きるを支え合う」まちづくりに努めます。

また、<u>感染症予防</u>と食の安全を確保するための情報発信や、健康危機管理体制の 充実など、安全な生活環境づくりに努めます。

施策5 地域医療

市民がいつでも必要な医療を受けられ、安心して暮らせる環境づくりを目指します。

このため、急性期から回復期、慢性期まで、病気の状態に見合った医療が適切に 受けられるよう医療機関相互や福祉施設などとの連携・ネットワークを進め、限ら れた医療資源の効率的な活用に努めます。

市立病院については、経営の健全化を推進するとともに、高度急性期機能及び急性期機能を中心とした総合的医療を行う地域基幹病院としての役割を果たすよう努めます。

施策6 男女共同参画社会

市民一人ひとりが性別に関わりなく、互いに人権を尊重し、それぞれの個性や能力を十分発揮できる男女共同参画社会を目指します。

このため、根強く残る性別役割分担意識の解消<u>のほか、男女平等</u>の意識啓発<u>や多様な性の尊重への取組など</u>、あらゆる分野において誰もが対等に参画でき、多様な生き方を実現・選択できる社会づくりに向けた取組を進めます。

テーマ3 強みを生かした産業振興によるにぎわいのまち(産業振興)

今後予定される北海道新幹線の開通も見据えながら、本市の多彩な魅力の発信などによる更なる観光振興によって観光客の増加を図り、各産業にその経済効果を広げるとともに、新たな需要の創出や、北海道日本海側の拠点である2つの港湾、札幌市や後志圏と隣接する地理的特性などの強みを生かした産業振興により、安定した雇用を創出し、にぎわいのあるまちを目指します。

施策1 農林業

農地の高度利用により、生産性の高い農業の確立を図るとともに、札幌圏近郊の 地理的優位性を生かした都市型農業の発展を目指します。

このため、農業生産基盤の整備、施設栽培の促進や農業経営の改善、遊休農地の利活用を図るとともに、新鮮・安心・安全な小樽産農産物の普及拡大に努めます。

林業については、自然環境の保全や水資源の確保など森林の持つ公益的機能を生かすため、森林の保全、整備に努めます。

施策2 水産業

つくり育てる漁業や適切な水産資源の管理を進め、豊かな海を再生し、水産物の 安定供給を図るとともに、本市の魅力のひとつである「地魚や水産加工品」の付加 価値向上を図り、水産業の持続的な発展を目指します。

このため、漁場環境の保全、栽培漁業の技術向上、後継者育成等に努めるとともに、漁港管理者である北海道と連携し漁港施設の整備に努めます。

また、小樽らしい水産加工品の商品開発やブランド化を図るとともに、地産地消の推進や小樽の知名度を活用した水産物の普及活動を行い、消費拡大に努めます。

施策5 地域医療

市民がいつでも必要な医療を受けられ、安心して暮らせる環境づくりを目指します。

このため、急性期から回復期、慢性期まで、病気の状態に見合った医療が適切に 受けられるよう医療機関相互や福祉施設などとの連携・ネットワークを進め、限ら れた医療資源の効率的な活用に努めます。

市立病院については、経営の健全化を推進するとともに、高度急性期機能及び急性期機能を中心とした総合的医療を行う地域基幹病院としての役割を果たすよう努めます。

施策6 男女共同参画社会

市民一人ひとりが性別に関わりなく、互いに人権を尊重し、それぞれの個性や能力を十分発揮できる男女共同参画社会を目指します。

このため、根強く残る性別役割分担意識の解消<u>や男女平等</u>の意識啓発<u>への取組を</u> <u>進めるとともに</u>、あらゆる分野において誰もが対等に参画でき、多様な生き方を実現・選択できる社会づくりに向けた取組を進めます。

テーマ3 強みを生かした産業振興によるにぎわいのまち(産業振興)

本市の多彩な魅力の発信などによる更なる観光振興によって観光客の増加を図り、各産業にその経済効果を広げるとともに、新たな需要の創出や、北海道日本海側の拠点である2つの港湾、札幌市や後志圏と隣接する地理的特性などの強みを生かした産業振興により、安定した雇用を創出し、にぎわいのあるまちを目指します。

施策1 農林業

農地の高度利用により、生産性の高い農業の確立を図るとともに、札幌圏近郊の 地理的優位性を生かした都市型農業の発展を目指します。

このため、農業生産基盤の整備、施設栽培の促進や農業経営の改善、遊休農地の利活用を図るとともに、新鮮・安心・安全な小樽産農産物の普及拡大に努めます。

林業については、自然環境の保全や水資源の確保など森林の持つ公益的機能を生かすため、森林の保全、整備に努めます。

施策2 水産業

つくり育てる漁業や適切な水産資源の管理を進め、豊かな海を再生し、水産物の 安定供給を図るとともに、本市の魅力のひとつである「地魚や水産加工品」の付加 価値向上を図り、水産業の持続的な発展を目指します。

このため、漁場環境の保全、栽培漁業の技術向上、後継者育成等に努めるとともに、漁港管理者である北海道と連携し漁港施設の整備に努めます。

また、小樽らしい水産加工品の商品開発やブランド化を図るとともに、地産地消の推進や小樽の知名度を活用した水産物の普及活動を行い、消費拡大に努めます。

施策3 商業

消費者ニーズの多様化や購買環境が大きく変化を続けていく中で、消費者にとって価値ある小売業の振興を図るとともに、流通構造の変化に対応した卸売業の機能及び経営基盤の強化を進め、地域とともに発展する活力ある商業を目指します。

このため、小売業及び卸売業の事業者が、商品・サービスの提供に加え、地域に根ざしたコミュニティの場としての魅力づくりや、買い物の利便性、地域貢献活動など、それぞれが持つ機能と役割を発揮し、世代ごとの消費者ニーズを捉えた商業環境づくり<u>を進めることや</u>、商品の安定供給、地域需要に関する情報提供や掘り起こしなどにより流通機能を効率化することに対する支援に努めるとともに、小樽市中小企業振興基本条例の理念に基づき事業者の人材育成や経営基盤の強化を図ります。

また、関係機関と連携して事業承継を促進するとともに、起業・創業支援や空き店舗の活用などの支援策を推進し、商店街や市場等のにぎわいづくりに努めます。

施策 4 工業・企業立地

地場の中小企業をはじめとした地域産業の持続的な発展を目指します。

このため、小樽市中小企業振興基本条例の理念に基づき、地場企業の経営基盤の 強化や生産性の向上、関係機関と連携した事業承継や創業の支援に努めるとともに、 地場産品のブランド化と国内外への販路拡大や、産学官金や異業種連携のネット ワーク化を進めるなど、地場産業におけるイノベーションの推進を図ります。

また、地域経済への波及効果を高めるため、企業誘致を推進するとともに、進出企業の事業継続を後押しするため、地場企業との連携強化などを図ります。

施策5 観光

本市が観光都市として更に発展するため、歴史的建造物の保全・活用をはじめ、 本市特有の都市景観の維持に努め、観光客が豊かな自然、歴史、文化、食などの多 彩で奥深い魅力を体感し、「何度でも訪れたいと思えるまち」を目指します。

このため、「小樽の魅力を深める」取組として、既存観光資源の磨き上げやナイトツーリズムなど新たな魅力を発掘する取組を進めるとともに、インバウンドの誘致を強化し、多様化するニーズへの対応を図ります。

また、市内はもとより後志圏の豊かな自然や食など、魅力あふれる観光資源を広域的に活用する「小樽の魅力を広げる」取組を進めるとともに、ホスピタリティの 啓発や観光ボランティア団体の活動促進により、市民の意識改革を図り、市民が積極的に参加する「小樽の魅力を共有する」取組を進めます。

これらの取組により、滞在時間の延長や複数回の訪問を促し、国内外観光客の消費拡大や関連産業への波及効果を高め、基幹産業として更なる発展に努めます。

施策6 港湾

小樽港の歴史、地理的特性、関連産業の集積などを生かした活力のある魅力的な

施策3 商業

消費者ニーズの多様化や購買環境が大きく変化を続けていく中で、消費者にとって価値ある小売業の振興を図るとともに、流通構造の変化に対応した卸売業の機能及び経営基盤の強化を進め、地域とともに発展する活力ある商業を目指します。

このため、<u>商品・サービス</u>の提供に加え、地域に根ざしたコミュニティの場としての魅力づくりや、買い物の利便性、地域貢献活動など、それぞれが持つ機能と役割を発揮し、世代ごとの消費者ニーズを捉えた商業環境づくりに<u>対する支援</u>、商品の安定供給、地域需要に関する情報提供や掘り起こしなど<u>流通機能の効率化</u>に対する支援に努めるとともに、小樽市中小企業振興基本条例の理念に基づき事業者の人材育成や経営基盤の強化を図ります。

また、<u>地域に密着した商店街や市場等の後継者不足については、創業・起業支援</u>や空き店舗の活用などの<u>支援に努めるとともに、関係機関と連携し事業承継を促進</u>します。

施策4 工業・企業立地

地場の中小企業をはじめとした地域産業の持続的な発展を目指します。

このため、小樽市中小企業振興基本条例の理念に基づき、地場企業の経営基盤の 強化や生産性の向上、関係機関と連携した事業承継や創業の支援に努めるとともに、 地場産品のブランド化と国内外への販路拡大や、産学官金や異業種連携のネット ワーク化を進めるなど、地場産業におけるイノベーションの推進を図ります。

また、地域経済への波及効果を高めるため、企業誘致を推進するとともに、進出企業の事業継続を後押しするため、地場企業との連携強化などを図ります。

施策5 観光

本市が観光都市として更に発展するため、歴史的建造物の保全・活用をはじめ、 本市特有の都市景観の維持に努め、観光客が豊かな自然、歴史、文化、食などの多 彩で奥深い魅力を体感し、「何度でも訪れたいと思えるまち」を目指します。

このため、既存観光資源の磨き上げやナイトツーリズムなど新たな魅力<u>の発掘により</u>、多様化するニーズに対応する「小樽の魅力を深める」取組、市内はもとより後志圏に点在する観光資源を面として活用する、広域連携による「小樽の魅力を広げる」取組、ホスピタリティの啓発や観光ボランティア団体の活動促進により、市民の意識改革を図り、市民が積極的に参加する「小樽の魅力を共有する」取組を進め、基幹産業として更なる発展に努めます。

施策6 港湾

小樽港の歴史、地理的特性、関連産業の集積などを生かした活力のある魅力的な

港湾を目指します。

このため、中国をはじめとする東アジア諸国やロシアなどの対岸諸国や北米地域などとの貿易の拡大を進めるとともに、生産年齢の人口減少に伴い物流事業者で深刻化している<u>労働力不足</u>等の国内物流体系の変化に対し、長距離フェリーの利用促進や物流機能の集約化などにより、効率的で持続可能な物流体系の構築に努めます。

また、<u>クルーズ船</u>の寄港促進を図るとともに、物流機能と調和を図りながら、歴史や文化、水辺を生かした観光・交流空間の形成に努めます。

さらに、既存施設の有効活用や老朽化対策、防災対策を進め、安全で安心に利用できる港湾機能の強化に努めます。

石狩湾新港については、背後地域への企業立地を推進し、同地域を更に活性化するとともに、小樽港とそれぞれの特性を生かしながら連携を強化し、両港が北海道 日本海側の拠点港として、発展するよう努めます。

施策7 雇用・労働

働きやすく安定した雇用の実現により、所得の向上を図るとともに、就業機会の 充実した、働くことを希望する全ての市民が活躍できるまちを目指します。

このため、地域の雇用情勢や求職・求人双方のニーズを的確に把握しながら、関係機関などとの連携を強め、安定した雇用の確保や、若年者の地元定着と早期離職への対策のほか、女性・高年齢者などの就業支援、職業能力などの開発・向上支援、職場環境の整備支援に努めます。

テーマ4 生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち(生活基盤)

小樽特有の地形・気象などの状況の下、周辺の豊かな自然環境、情緒あるまちな みや歴史的資産などを生かし、市民や民間企業等と連携や協働しながら、快適で利 便性が高く、自然災害に強い生活基盤を充実することにより、観光客には魅力が感 じられ、高齢者や子どもに配慮した、全ての人にとって、安全で暮らしやすいまち を目指します。

施策1 上下水道

安全な水の供給を図るとともに、快適で安全・安心な生活環境を創造し、将来にわたって市民に信頼され続ける上下水道を目指します。

このため、経営基盤の強化<u>及び老朽化対策や耐震化など</u>上下水道機能の維持・強 化を図るとともに、市民の視点に立った事業経営に努めます。

また、歴史的資産の有効活用や再生可能な資源の利活用の検討を行うほか、広域的な連携の推進に努め、危機管理対策の充実を図ります。

施策2 道路・河川

道路や河川の整備を進め、安全・安心で暮らしやすい生活環境の確保を目指します。

このため、地震や大雨など災害に強い道路の整備を進めるとともに、橋りょうや

港湾を目指します。

このため、中国をはじめとする東アジア諸国やロシアなどの対岸諸国や北米地域などとの貿易の拡大を進めるとともに、生産年齢の人口減少に伴い物流事業者で深刻化している<u>高齢化による労働力不足</u>等の国内物流体系の変化に対し、長距離フェリーの利用促進や物流機能の集約化などにより、効率的で持続可能な物流体系の構築に努めます。

また、<u>クルーズ客船</u>の寄港促進を図るとともに、物流機能と調和を図りながら、歴史や文化、水辺を生かした観光・交流空間の形成に努めます。

さらに、既存施設の有効活用や老朽化対策、防災対策を進め、安全で安心に利用できる港湾機能の強化に努めます。

石狩湾新港については、背後地域への企業立地を推進し、同地域を更に活性化するとともに、小樽港とそれぞれの特性を生かしながら連携を強化し、両港が北海道 日本海側の拠点港として、発展するよう努めます。

施策7 雇用・労働

働きやすく安定した雇用の実現により、所得の向上を図るとともに、就業機会の 充実した、働くことを希望する全ての市民が活躍できるまちを目指します。

このため、地域の雇用情勢や求職・求人双方のニーズを的確に把握しながら、関係機関などとの連携を強め、安定した雇用の確保や、若年者の地元定着と早期離職への対策のほか、女性・高年齢者などの就業支援、職業能力などの開発・向上支援、職場環境の整備支援に努めます。

テーマ4 生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち(生活基盤)

小樽特有の地形・気象などの状況の下、周辺の豊かな自然環境、情緒あるまちなみや歴史的資産などを生かし、市民や民間企業等と連携や協働しながら、快適で利便性が高く、自然災害に強い生活基盤を充実することにより、観光客には魅力が感じられ、高齢者や子どもに配慮した、全ての人にとって、安全で暮らしやすいまちを目指します。

施策1 上下水道

安全な水の供給を図るとともに、快適で安全・安心な生活環境を創造し、将来にわたって市民に信頼され続ける上下水道を目指します。

このため、経営基盤の強化<u>及び</u>上下水道機能の維持・強化を図るとともに、市民 の視点に立った事業経営に努めます。

また、歴史的資産の有効活用や再生可能な資源の利活用の検討を行うほか、広域的な連携の推進に努め、危機管理対策の充実を図ります。

施策2 道路•河川

道路や河川の整備を進め、安全・安心で暮らしやすい生活環境の確保を目指します。

このため、地震や大雨など災害に強い道路の整備を進めるとともに、橋りょうや

トンネルなどの道路施設は適切な維持管理に努めます。

また、河川については、過去の豪雨災害を踏まえた上で整備を行い、水害対策の強化を図るとともに、親水性などに配慮した水辺環境の創出に努めます。

施策3 住宅

自然やまちなみと調和した快適な住環境の形成と安全で安心して暮らせる住まいづくりを目指します。

このため、民間住宅のリフォーム支援に努めるとともに、市営住宅の改善や建替えを計画的に進め、住環境の改善に努めます。

利便性の高い中心市街地については、今後も引き続き住環境の充実を図り、まちなか居住の推進に努めます。

今後も増加が見込まれる空家等については、総合的かつ計画的な対策の推進により、良好な生活環境の実現に努めます。

また、市外からの移住を促進するため、住まいやまちの情報の積極的・効果的な 発信や、小樽の暮らしを体感できる機会の創出に努めます。

施策4 除排雪

北国ならではの自然環境の中、冬期間であっても、外出しやすいと感じられる環境や安全・安心で快適な市民生活の確保を目指します。

このため、効率的な雪対策の充実を図り、高齢者や子どもなどにも配慮した除排 雪に努めます。

また、将来を見据え、持続可能な除排雪体制を維持するため、雪堆積場等の確保やロードヒーティング設備などの維持更新に努めるとともに、市民との協働を進めます。

施策5 市街地整備

歴史や豊かな自然環境との調和を基本として、人口減少や少子高齢化などの社会動向に対応し、安全・安心で快適な都市生活を持続可能とする、中心拠点と複数の地域拠点に都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりを目指します。

このため、これまでに整備されてきた都市基盤を有効に活用しつつ、新しい都市 機能の適正な配置と誘導を進め、新旧の調和した、活力ある市街地の再生を進めま す。

また、今後予定される北海道新幹線の開通に向けて、北海道新幹線を活用した新たな魅力あるまちづくりを進めます。

施策6 交通

地域経済と暮らしを支え、人と地域の結びつきと交流に寄与する交通ネットワークの確立を目指します。

このため、公共交通を取り巻く環境の変化に対応しながら、新たな交通体系や輸送手段の導入などを含め、将来にわたって持続可能な地域公共交通の確保に努めま

トンネルなどの道路施設は適切な維持管理に努めます。

また、河川については、過去の豪雨災害を踏まえた上で整備を行い、水害対策の強化を図るとともに、親水性などに配慮した水辺環境の創出に努めます。

施策3 住宅

自然やまちなみと調和した快適な住環境の形成と安全で安心して暮らせる住まいづくりを目指します。

このため、民間住宅のリフォーム支援に努めるとともに、市営住宅の改善や建替えを計画的に進め、住環境の改善に努めます。

利便性の高い中心市街地については、今後も引き続き住環境の充実を図り、まちなか居住の推進に努めます。

今後も増加が見込まれる空家等については、総合的かつ計画的な対策の推進により、良好な生活環境の実現に努めます。

また、市外からの移住を促進するため、住まいやまちの情報の積極的・効果的な 発信や、小樽の暮らしを体感できる機会の創出に努めます。

施策4 除排雪

北国ならではの自然環境の中、冬期間であっても、外出しやすいと感じられる環境や安全・安心で快適な市民生活の確保を目指します。

このため、効率的な雪対策の充実を図り、高齢者や子どもなどにも配慮した除排 雪に努めます。

また、将来を見据え、持続可能な除排雪体制を維持するため、雪堆積場等の確保やロードヒーティング設備などの維持更新に努めるとともに、市民との協働を進めます。

施策5 市街地整備

歴史や豊かな自然環境との調和を基本として、人口減少や少子高齢化などの社会動向に対応し、安全・安心で快適な都市生活を持続可能とする、中心拠点と複数の地域拠点に都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりを目指します。

このため、これまでに整備されてきた都市基盤を有効に活用しつつ、新しい都市機能の適正な配置と誘導を進め、新旧の調和した、活力ある市街地の再生を進めます。

また、今後予定される北海道新幹線の開通に向けて、北海道新幹線を活用した新たな魅力あるまちづくりを進めます。

施策6 交通

地域経済と暮らしを支え、人と地域の結びつきと交流に寄与する交通ネットワークの確立を目指します。

このため、<u>地域の特性にふさわしい</u>、将来にわたって持続可能な<u>地域公共交通網</u>形成の実現に向けて取組を進めます。

す

また、市民や本市を訪れる誰もが、安全・安心で円滑に移動できる交通環境づくりに努めるとともに、北海道新幹線や北海道横断自動車道など新たなネットワークの実現に努めます。

施策7 防災・危機管理

地震や津波<u>豪雨などによる</u>災害から市民の生命と財産を守るため、災害に強い まちづくりを目指します。

このため、土砂災害の防止や<u>建築物</u>の耐震化<u>などの防災・減災施策を推進する</u>と ともに、防災・災害情報の収集・伝達手段の<u>整備、市民や事業者、防災関係機関</u>な どとの協力体制の充実のほか、<u>防災・減災に関する各種計画等の継続的な更新</u>など、 災害発生時の応急活動体制の強化に努めます。

また、国民保護法に示す武力攻撃事態等の発生に備え、国や北海道などの関係機関との連携強化に努めます。

施策8 消防

市民の生命や財産を火災や災害から守り、安全・安心に暮らせるまちづくりを目指します。

このため、<u>消防・救急・救助体制</u>の充実をはじめ、地域の安全を担う消防団の強化や<u>近隣消防本部</u>との連携<u>により</u>、大規模災害等に即応できる総合的な消防力の強化を図るとともに、<u>市民防災組織と連携し、防火安全対策</u>の推進と防火意識の啓発や情報発信に努め、火災予防に取り組みます。

施策9 生活安全

交通事故や犯罪を未然に防ぎ、市民が安全・安心で豊かな生活を営むことのできる地域社会の実現を目指します。

このため、子どもや特に高齢者に配慮した交通安全の推進を図るとともに、市民と一体となった防犯体制の整備を進めます。

また、高度化・複雑化している消費相談への対応を図り、消費生活の安定と向上 のための消費者の保護と自立支援に努めます。

テーマ5 まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち(環境・景観)

四季の彩りに恵まれた自然や豊かな環境を将来の世代へ引き継いでいけるよう、 生活環境の保全や循環型社会の形成に向けた取組を行うとともに、自然環境との調 和を図りながら、ゼロカーボンの達成に向けた取組を推進するなど、地球にやさし く、潤いと安らぎのあるまちづくりを進めます。

また、本市は、北海道開拓の玄関口として栄えた歴史を持ち、運河のほか、北海道産業の近代化に貢献した多くの歴史的建造物などの景観資源を有しています。これらを本市固有の財産として守り育てるとともに、魅力ある都市景観の形成を目指します。

また、市民や本市を訪れる誰もが、安全・安心で円滑に移動できる交通環境づくりに努めるとともに、北海道新幹線や北海道横断自動車道など新たなネットワークの実現に努めます。

施策7 防災・危機管理

地震や津波<u>などの</u>災害から市民の生命と財産を守るため、災害に強いまちづくりを目指します。

このため、土砂災害などの防止や、建築物の耐震化の促進を図るとともに、防災・ 災害情報の収集・伝達手段の整備や、市民や防災関係機関などとの協力体制の充実 のほか、行政が被災した場合に業務を継続するための計画策定など、災害発生時の 応急活動体制の強化に努めます。

また、国民保護法に示す武力攻撃事態等の発生に備え、国や北海道などの関係機関との連携強化に努めます。

施策8 消防

市民の生命や財産を火災や災害から守り、安全・安心に暮らせるまちづくりを目指します。

このため、<u>消防体制</u>の充実をはじめ、地域の安全を担う消防団の強化や<u>市民防災組織と連携し、近隣消防本部</u>との連携<u>の下</u>、大規模災害等に即応できる総合的な消防力の強化を図るとともに、<u>防火安全対策</u>の推進と防火意識の啓発や情報発信に努め、火災予防に取り組みます。

施策9 生活安全

交通事故や犯罪を未然に防ぎ、市民が安全・安心で豊かな生活を営むことのできる地域社会の実現を目指します。

このため、子どもや特に高齢者に配慮した交通安全の推進を図るとともに、市民と一体となった防犯体制の整備を進めます。

また、高度化・複雑化している消費相談への対応を図り、消費生活の安定と向上のための消費者の保護と自立支援に努めます。

テーマ5 まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち(環境・景観)

四季の彩りに恵まれた自然や豊かな環境を将来の世代へ引き継いでいけるよう、 地球にやさしい取組、生活環境の保全、潤いと安らぎのあるまちづくり、循環型社 会の形成に努めます。

また、本市は、北海道開拓の玄関口として栄えた歴史を持ち、運河のほか、北海道産業の近代化に貢献した多くの歴史的建造物などの景観資源を有しています。これらを本市固有の財産として守り育てるとともに、魅力ある都市景観の形成を目指します。

施策1 環境保全

良好で快適な環境の保全を<u>図りながら、脱炭素社会の実現に向けた取組を進め</u>、 将来の世代へ引き継いでいける環境にやさしい社会の実現を目指します。

このため、一人ひとりの環境に対する意識を高め、公害の未然防止に努めるとともに、省エネルギーへの取組や再生可能エネルギーの活用による地球温暖化対策を進めるなど、環境負荷の低減を図りながら、豊かな自然と共生する環境づくりを進めます。

施策2 循環型社会

環境にやさしい循環型社会の形成を図るとともに、快適な生活環境の確保を目指します。

このため、市民、事業者、行政それぞれが役割を相互に理解しながら、循環型社会形成の基本的な考え方である3R「発生抑制 (Reduce)」「再使用 (Reuse)」「再利用 (Recycle)」への積極的な取組を進めていくとともに、環境に配慮した廃棄物の適正な処理体制の構築に努めます。

施策3 公園・緑地

人と自然が共生する、花と緑にあふれ、潤いと安らぎのあるまちづくりを目指します。

このため、今ある豊かな自然環境を守るとともに、地域の特性を生かした魅力ある公園・緑地の整備及び利活用を進め、緑を育み、緑と親しむ機会の充実を図ります。

施策4 都市景観

小樽の歴史や文化が息づく歴史的なまちなみや、変化に富んだ海岸線、坂、山並み、四季の移ろいなど、重要な観光資源でもあるこれらの景観資源を本市固有の財産として守り育て、魅力ある都市景観の形成を目指します。

このため、<u>観光振興も見据え、市民</u>との協働による景観づくりを進めるとともに、 景観法及び屋外広告物法を活用し、景観の保全や歴史的なまちなみと調和した新し い景観の創出に努めます。

テーマ6 生きがいにあふれ、人と文化を育むまち(生きがい・文化)

一層の高齢化が見込まれる中、市民一人ひとりに生涯各期にわたる多様な学習機会やスポーツ・レクリエーション活動を行う環境を提供するとともに、市民による文化芸術の振興や多様な歴史文化資源の保存・活用に取り組み、海外との交流による多様な文化と触れ合いながら、市民の活力を高め、小樽らしさと国際性の豊かなまちを目指します。

施策1 社会教育

市民一人ひとりが、豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて多様に学び、その学習成果を社会へ生かすことができる生涯学習社会の実現を目指します。このため、多様なニーズに応じた学習機会の提供に努めるとともに、「学び」と

施策1 環境保全

良好で快適な環境の保全を<u>図り</u>、将来の世代へ引き継いでいける環境にやさしい 社会の実現を目指します。

このため、一人ひとりの<u>環境保全の</u>意識を高め、公害の未然防止に努めるとともに、<u>地球温暖化対策やエネルギーの有効利用の推進など環境負荷</u>の低減を図りながら、豊かな自然と共生する環境づくりを進めます。

施策2 循環型社会

環境にやさしい循環型社会の形成を図るとともに、快適な生活環境の確保を目指します。

このため、市民、事業者、行政それぞれが役割を相互に理解しながら、循環型社会形成の基本的な考え方である3R「発生抑制 (Reduce)」「再使用 (Reuse)」「再利用 (Recycle)」への積極的な取組を進めていくとともに、環境に配慮した廃棄物の適正な処理体制の構築に努めます。

施策3 公園・緑地

人と自然が共生する、花と緑にあふれ、潤いと安らぎのあるまちづくりを目指します。

このため、今ある豊かな自然環境を守るとともに、地域の特性を生かした魅力ある公園・緑地の整備及び利活用を進め、緑を育み、緑と親しむ機会の充実を図ります。

施策 4 都市景観

小樽の歴史や文化が息づく歴史的なまちなみや、変化に富んだ海岸線、坂、山並み、四季の移ろい<u>などの</u>景観資源を本市固有の財産として守り育て、魅力ある都市 景観の形成を目指します。

このため、<u>市民</u>との協働による景観づくりを進めるとともに、景観法及び屋外広告物法を活用し、景観の保全や歴史的なまちなみと調和した新しい景観の創出に努めます。

テーマ6 生きがいにあふれ、人と文化を育むまち(生きがい・文化)

一層の高齢化が見込まれる中、市民一人ひとりに生涯各期にわたる多様な学習機会やスポーツ・レクリエーション活動を行う環境を提供するとともに、市民による文化芸術の振興や多様な歴史文化資源の保存・活用に取り組み、海外との交流による多様な文化と触れ合いながら、市民の活力を高め、小樽らしさと国際性の豊かなまちを目指します。

施策1 社会教育

市民一人ひとりが、豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて多様に学び、その学習成果を社会へ生かすことができる生涯学習社会の実現を目指します。このため、多様なニーズに応じた学習機会の提供に努めるとともに、「学び」と

「活動」の循環を形成する社会教育活動を促進します。

また、学習や情報発信の拠点となる社会教育施設の整備や機能の充実に努めるとともに、様々な学習機会を提供することにより、市民の利用促進を図ります。

施策2 文化芸術

市民の誰もが多様な文化芸術を身近に感じ、親しむことのできるまちを目指します。

このため、市民が文化芸術に触れる機会の拡充や、文化団体等との連携や支援に努めるとともに、継承、発展、創造していくための人材の育成を進め、文化芸術の振興に努めます。

また、文化財の適切な保存に努め、情報発信などにより郷土の歴史や文化に対する市民意識を高める取組を進めるとともに、文化財の活用の推進を図ります。

施策3 スポーツ・レクリエーション

生涯各期における多様なニーズに対応し、市民の誰もがスポーツ・レクリエーション活動に親しむことのできるまちを目指します。

このため、生涯スポーツの普及と競技力の向上を図るとともに、スポーツ団体等 との連携や支援に努め、四季を通じてスポーツ・レクリエーション活動を推進しま す。

また、市民ニーズに応じた体育施設の整備と適正な運営等に努め、利用促進を図ります。

施策 4 国際交流

海外との交流が活発で、多様な文化とふれあえる、国際性豊かなまちを目指します。

このため、姉妹都市との使節団の相互訪問などを通じた交流を進めるとともに、市民が外国人とふれあう機会の創出や、本市に暮らす外国人の生活のサポートなどを行い、諸外国との相互理解の促進と国際化の推進を図ります。

VI 市政運営の基本姿勢

『市政運営の基本姿勢』は、「人口減少・少子高齢化への対応」「まちづくり 6 つのテーマ」を着実に推進するために、今後の市政運営に当たっての基本的な姿勢として取りまとめたものです。

01 市民参加と協働によるまちづくりの推進

地方分権の流れが進む中、国から地方へ様々な権限や財源などが移譲され、地方が担う役割と責任は、大きくなっています。

また、複雑・多様化している市民ニーズや地域が抱える課題に対応するためには、 市民、議会及び市が、<u>互いの役割や責務を理解し合い</u>、主体的かつ自主的に役割を 果たしながら、課題の解決に協働して取り組む必要があります。

このため、あらゆる世代の住民や多様な主体がまちづくりに参加できる環境の充実に努め、地域コミュニティ活動の活性化を図るために次代の担い手の発掘・育成

「活動」の循環を形成する社会教育活動を促進します。

また、学習や情報発信の拠点となる社会教育施設の整備や機能の充実に努めるとともに、様々な学習機会を提供することにより、市民の利用促進を図ります。

施策2 文化芸術

市民の誰もが多様な文化芸術を身近に感じ、親しむことのできるまちを目指します。

このため、市民が文化芸術に触れる機会の拡充や、文化団体等との連携や支援に努めるとともに、継承、発展、創造していくための人材の育成を進め、文化芸術の振興に努めます。

また、文化財の適切な保存に努め、情報発信などにより郷土の歴史や文化に対する市民意識を高める取組を進めるとともに、文化財の活用の推進を図ります。

施策3 スポーツ・レクリエーション

生涯各期における多様なニーズに対応し、市民の誰もがスポーツ・レクリエーション活動に親しむことのできるまちを目指します。

このため、生涯スポーツの普及と競技力の向上を図るとともに、スポーツ団体等 との連携や支援に努め、四季を通じてスポーツ・レクリエーション活動を推進しま す。

また、市民ニーズに応じた体育施設の整備と適正な運営等に努め、利用促進を図ります。

施策 4 国際交流

海外との交流が活発で、多様な文化とふれあえる、国際性豊かなまちを目指します。

このため、姉妹都市との使節団の相互訪問などを通じた交流を進めるとともに、市民が外国人とふれあう機会の創出や、本市に暮らす外国人の生活のサポートなどを行い、諸外国との相互理解の促進と国際化の推進を図ります。

Ⅵ 市政運営の基本姿勢

『市政運営の基本姿勢』は、「人口減少・少子高齢化への対応」「まちづくり 6 つのテーマ」を着実に推進するために、今後の市政運営に当たっての基本的な姿勢として取りまとめたものです。

01 市民参加と協働によるまちづくりの推進

地方分権の流れが進む中、国から地方へ様々な権限や財源などが移譲され、地方が担う役割と責任は、大きくなっています。

また、複雑・多様化している市民ニーズや地域が抱える課題に対応するためには、 市民、議会及び市が、<u>それぞれの責任を自覚し</u>、主体的かつ自主的に役割を果たし ながら、課題の解決に協働して取り組む必要があります。

このため、あらゆる世代の住民や多様な主体がまちづくりに参加できる環境の充実に努め、地域コミュニティ活動の活性化を図るために次代の担い手の発掘・育成

などの支援を行うとともに、課題解決力の強化のために民間企業や大学、研究機関等と連携を図りながら、自治基本条例に基づく、豊かで活力ある地域社会の実現を 目指します。

02 持続可能な行財政運営の推進

人口減少や少子高齢化が進み、歳入においては市税等の減少が見込まれ、地方交付税の動向も不透明な一方で、歳出では社会保障関係費や、老朽化した公共施設等の維持・更新などの経費の増加が見込まれます。

このため、歳入歳出両面における財政健全化の取組を更に進めるとともに、中長期的な収支を見据え、計画的で将来にわたり持続可能な財政運営を進めます。

また、ますます多様化する行政需要に対応するため、行政評価を通じて「何を行ったか」よりも「どのような効果がもたらされたか」という成果を重視した市政運営の推進を図るとともに、限られた人材を育成し、最大限に生かすための組織体制づくりを進めるほか、行政手続や業務の進め方などをデジタル化に合わせて変革していくデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進し、効果的で効率的な行政運営に努めます。

公共施設等については、利用実態や市民ニーズなどを勘案しながら複合化などによる施設総量の最適化や長寿命化を進めるとともに、PPP/PFI手法の優先的検討を行うことにより、安全で効率的な施設管理と良質な公共サービスの提供に努めます。

03 広域連携の推進

人口減少と少子高齢化が進行する中、市民のいのちと安心な暮らしを守り、まちの活力を維持していくためには、近隣市町村と連携・協力して必要な生活機能や経済基盤を確保し、定住人口を維持するための広域連携の取組が一層重要になっています。

このため、安定した住民サービスを確保し、効率的に提供できるよう、「北しりべし定住自立圏」及び「さっぽろ連携中枢都市圏」を構成する市町村のほか、後志圏の町村と連携・協力した行政運営はもとより、市民交流や経済交流、公共施設の相互利活用など、行政区域を越えた幅広い広域的な連携を推進します。

Ⅲ 土地利用・地区別発展方向

01 土地利用

(1) 基本的な方針

本市は市街地の一方が日本海に面し、他の三方を山々に囲まれた坂の多い地形であることから、海岸線に沿って市街地が形成されています。

この地形的な特性や土地利用の経緯、実態などを考慮し、豊かな自然環境の保全、快適な生活環境の確保、活力ある産業の振興などが適切に図られるよう、調和の取れた土地利用を進めます。

(2) 現状と課題

本市の行政面積は、24,383ha(<u>令和5年4月1日</u>現在)で、このうち都市計画区

などの支援を行うとともに、課題解決力の強化のために民間企業や大学、研究機関等と連携を図りながら、自治基本条例に基づく、豊かで活力ある地域社会の実現を目指します。

02 持続可能な行財政運営の推進

人口減少や少子高齢化が進み、歳入においては市税等の減少が見込まれ、地方交付税の動向も不透明な一方で、歳出では社会保障関係費や、老朽化した公共施設等の維持・更新などの経費の増加が見込まれます。

このため、歳入歳出両面における財政健全化の取組を更に進めるとともに、中長期的な収支を見据え、計画的で将来にわたり持続可能な財政運営を進めます。

また、ますます多様化する行政需要に対応するため、行政評価を通じて「何を行ったか」よりも「どのような効果がもたらされたか」という成果を重視した市政運営の推進を図るとともに、人材育成と限られた「人財」を最大限に生かすための組織体制づくりを進めるほか、様々な分野で活用が期待されるICTなどの科学技術を適切に取り入れていくことにより、効果的で効率的な行政運営に努めます。

公共施設等については、利用実態や市民ニーズなどを勘案しながら複合化などによる施設総量の最適化や長寿命化を進め、安全で効率的な施設管理に努めます。

03 広域連携の推進

人口減少と少子高齢化が進行する中、市民のいのちと安心な暮らしを守り、まちの活力を維持していくためには、近隣市町村と連携・協力して必要な生活機能や経済基盤を確保し、定住人口を維持するための広域連携の取組が一層重要になっています

このため、安定した住民サービスを確保し、効率的に提供できるよう、「北しりべし定住自立圏」<u>を構成する町村</u>のほか、後志圏<u>や</u>札幌圏の市町村と連携・協力した行政運営はもとより、市民交流や経済交流、公共施設の相互利活用など、行政区域を越えた幅広い広域的な連携を推進します。

WI 土地利用·地区別発展方向

01 土地利用

(1) 基本的な方針

本市は市街地の一方が日本海に面し、他の三方を山々に囲まれた坂の多い地形であることから、海岸線に沿って市街地が形成されています。

この地形的な特性や土地利用の経緯、実態などを考慮し、豊かな自然環境の保全、快適な生活環境の確保、活力ある産業の振興などが適切に図られるよう、調和の取れた土地利用を進めます。

(2) 現状と課題

本市の行政面積は、24,383ha(平成28年10月1日現在)で、このうち都市計画区

域は13,960haとなっており、全市域における約57%を占めています。都市計画区域のうち市街化区域は4,288ha(約31%)、市街化調整区域は9,672ha(約69%)となっています。さらに、市街化区域を用途地域別に見ると、住居系が2,798ha(約65%)、商業系が2,82ha(約5%)、工業系が1,282ha(約30%)の土地利用となっています。

本市は、約69kmに及ぶ海岸線に沿う形で市街地が形成されており、その背後には 山岳丘陵地が迫っているため、平坦な土地が極めて少ない特有の地形をなしていま す。このような地形的な制約の中で、いかに機能的な市街地の形成を進めていくか が課題となっています。

市街地では、全市的な人口減少の進行により、十分な土地利用が図られていない 状況となっており、生活利便性の低下も懸念されます。特に、中心市街地において はにぎわいや活力が低下している状況にあり、再開発などによる土地の高度利用や 地区の特性を生かした良好な都市環境の確保が必要です。

また、貴重な平坦地である銭函地区や石狩湾新港地区、小樽港臨港地区などについては、地域の特性や企業の立地に配慮した土地利用を図る必要があります。

(3) 利用区分と発展方向

土地の利用については、都市機能の集積や市街地の形成に向けた「都市的利用」 と自然環境の保全と活用に向けた「自然的利用」に分けられます。

利用区分については、下記のとおりとします。

<都市的利用>

本市の地理的特性を踏まえつつ、人口減少や少子高齢化の進行、環境保全に対する意識の高まりなど、都市を取り巻く環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とするため、中心拠点と複数の地域拠点に都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりを目指し、市街地の無秩序な拡大を抑制するとともに、公共施設などの都市機能の適正な配置と誘導を進め、暮らしやすく機能的な市街地の形成に努めます。

また、既成市街地の有効活用を図るとともに、「住居系」「商業系」「工業系」 それぞれの特性を生かし、周辺環境との調和を図りながら、計画的で効率的な土地 利用に努めます。

住居系

既成市街地の老朽家屋などが多く点在している地域では、既存支援制度の活用を 促すなど、建替え等による住環境の改善や未利用地の積極的な活用を誘導し、安全 で良好な住環境の創出に努めるとともに、良好な住環境にある住宅地では、その環 境の維持に努めます。

さらに、土地利用などの状況と将来見通しを勘案しつつ、適切に市街化区域・市 街化調整区域の区域見直しの検討を進めます。

商業系

小樽駅近隣の中心商業地では、商業やサービス、交通などの機能の集積を生かし、

域は13,923ha となっており、全市域における約57%を占めています。都市計画区域のうち市街化区域は4,301ha(約31%)、市街化調整区域は9,622ha(約69%)となっています。さらに、市街化区域を用途地域別に見ると、住居系が2,798ha(約65%)、商業系が208ha(約5%)、工業系が1,295ha(約30%)の土地利用となっています。

本市は、約69kmに及ぶ海岸線に沿う形で市街地が形成されており、その背後には 山岳丘陵地が迫っているため、平坦な土地が極めて少ない特有の地形をなしていま す。このような地形的な制約の中で、いかに機能的な市街地の形成を進めていくか が課題となっています。

市街地では、全市的な人口減少の進行により、十分な土地利用が図られていない 状況となっており、生活利便性の低下も懸念されます。特に、中心市街地において はにぎわいや活力が低下している状況にあり、再開発などによる土地の高度利用や 地区の特性を生かした良好な都市環境の確保が必要です。

また、貴重な平坦地である銭函地区や石狩湾新港地区、小樽港臨港地区などについては、地域の特性や企業の立地に配慮した土地利用を図る必要があります。

(3) 利用区分と発展方向

土地の利用については、都市機能の集積や市街地の形成に向けた「都市的利用」と自然環境の保全と活用に向けた「自然的利用」に分けられます。

利用区分については、下記のとおりとします。

<都市的利用>

本市の地理的特性を踏まえつつ、人口減少や少子高齢化の進行、環境保全に対する意識の高まりなど、都市を取り巻く環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とするため、中心拠点と複数の地域拠点に都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりを目指し、市街地の無秩序な拡大を抑制するとともに、公共施設などの都市機能の適正な配置と誘導を進め、暮らしやすく機能的な市街地の形成に努めます。

また、既成市街地の有効活用を図るとともに、「住居系」「商業系」「工業系」それぞれの特性を生かし、周辺環境との調和を図りながら、計画的で効率的な土地利用に努めます。

住居系

既成市街地の老朽家屋などが多く点在している地域では、既存支援制度の活用を 促すなど、建替え等による住環境の改善や未利用地の積極的な活用を誘導し、安全 で良好な住環境の創出に努めるとともに、良好な住環境にある住宅地では、その環 境の維持に努めます。

さらに、土地利用などの状況と将来見通しを勘案しつつ、適切に市街化区域・市 街化調整区域の区域見直しの検討を進めます。

商業系

小樽駅近隣の中心商業地では、商業やサービス、交通などの機能の集積を生かし、

まちなか居住等の促進を図るとともに、都市活動の拠点として再開発などによる土地の高度利用や本市特有の景観などの特性を生かした商業地の形成を進めます。

また、周辺の商業地区では、生活利便施設や住宅が複合する地区ごとの特性を生かした商業地の形成を図り、幹線道路の周辺では、交通状況や地区ごとの環境に配慮しつつ、沿道におけるサービス施設の立地に対応し、利便性を高めます。

北海道新幹線新小樽(仮称)駅周辺地域では、中心商業地への影響を考慮して、 大規模な商業施設の立地など、新たな核の形成を抑制するとともに、現状の土地利 用を基本としながら、無秩序な開発を抑制しつつ、地域の環境の向上に努めます。

工業系

本市の重要な工業拠点として位置付けられている銭函地区や小樽港臨港地区、石 狩湾新港地区では、道央圏に立地する特性を生かした企業誘致の促進により都市型 工業の集積や流通機能の充実に向けた土地利用に努めます。

また、既に工場等が集積し住宅と共存する地区では、周辺環境との調和による良好な環境の維持に努めます。さらに、<u>新幹線新駅や高速道路</u>のインターチェンジ周辺などでは、周辺環境と調和を図りつつ、地域の特性を<u>生かした</u>土地利用に努めます。

<自然的利用>

良好な自然環境の保全のため、都市的利用との調和を図りながら、優良農地の確保に努めるほか、森林や海浜地などの保全に努めます。

農業系

塩谷地区などの農業地については、都市型農業の振興に向けて、優良な農地としてその高度利用に努めます。

自然環境系

良好な自然環境を有する森林や海浜地などについて、その環境の保全に努めるとともに、レクリエーション、防災、景観構成の機能が補完し合うような配慮と調和の取れた土地利用に努めます。

02 地区别発展方向

本市は、歴史と文化が調和した美しいまちなみや特徴ある自然景観など、それぞれの地域において、様々な特色を有しており、大別すると「北西部地区」、「中部地区」、「東南部地区」の3地区に分けることができます。

ここでは、それぞれの地区が持つ特性や役割を生かしたまちづくりを進めるため、 地勢や生活圏のまとまりなどを考慮した地区の区分設定をするとともに、地区ごと に将来に向けた発展の方向性を示します。 まちなか居住等の促進を図るとともに、都市活動の拠点として再開発などによる土地の高度利用や本市特有の景観などの特性を生かした商業地の形成を進めます。

また、周辺の商業地区では、生活利便施設や住宅が複合する地区ごとの特性を生かした商業地の形成を図り、幹線道路の周辺では、交通状況や地区ごとの環境に配慮しつつ、沿道におけるサービス施設の立地に対応し、利便性を高めます。

新幹線新駅周辺地域では、中心商業地への影響を考慮して、大規模な商業施設の立地など、新たな核の形成を抑制するとともに、現状の土地利用を基本としながら、 無秩序な開発を抑制しつつ、地域の環境の向上に努めます。

工業系

本市の重要な工業拠点として位置付けられている銭函地区や小樽港臨港地区、石 狩湾新港地区では、道央圏に立地する特性を生かした企業誘致の促進により都市型 工業の集積や流通機能の充実に向けた土地利用に努めます。

また、既に工場等が集積し住宅と共存する地区では、周辺環境との調和による良好な環境の維持に努めます。さらに、<u>高速道路</u>のインターチェンジ周辺などでは、周辺環境と調和を図りつつ、地域の特性を活かした土地利用に努めます。

<自然的利用>

良好な自然環境の保全のため、都市的利用との調和を図りながら、優良農地の確保に努めるほか、森林や海浜地などの保全に努めます。

農業系

塩谷地区などの農業地については、都市型農業の振興に向けて、優良な農地としてその高度利用に努めます。

自然環境系

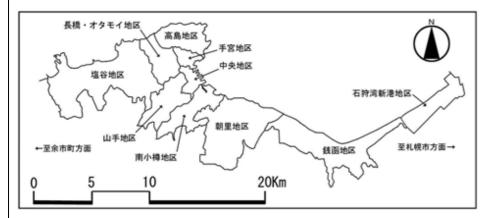
良好な自然環境を有する森林や海浜地などについて、その環境の保全に努めるとともに、レクリエーション、防災、景観構成の機能が補完し合うような配慮と調和の取れた土地利用に努めます。

02 地区别発展方向

本市は、歴史と文化が調和した美しいまちなみや特徴ある自然景観など、それぞれの地域において、様々な特色を有しており、大別すると「北西部地区」、「中部地区」、「東南部地区」の3地区に分けることができます。

ここでは、それぞれの地区が持つ特性や役割を生かしたまちづくりを進めるため、 地勢や生活圏のまとまりなどを考慮した地区の区分設定をするとともに、地区ごと に将来に向けた発展の方向性を示します。

(1) 地区区分



<北西部地区>

- ●塩谷地区……蘭島、忍路、桃内、塩谷
- ●長橋・オタモイ地区……オタモイ、幸、長橋、旭町
- ●高島地区……祝津、赤岩、高島

<中部地区>

- ●手宮地区……手宮、末広町、梅ヶ枝町、錦町、清水町、豊川町、石山町、 色内3丁目
- ●中央地区……稲穂、花園、色内1・2丁目、港町、堺町、東雲町、山田町、 相生町、入船1・2丁目
- ●山手地区……富岡、緑、最上、松ヶ枝、入船3~5丁目、天狗山
- ●南小樽地区……住ノ江、住吉町、有幌町、信香町、若松、奥沢、天神、真栄、 潮見台、新富町、勝納町、若竹町、築港

く東南部地区>

- ●朝里地区……桜、船浜町、朝里、新光、望洋台、新光町、朝里川温泉
- ●銭函地区……張碓町、春香町、桂岡町、銭函1~3丁目、見晴町、星野町
- ●石狩湾新港地区……銭函4·5丁目

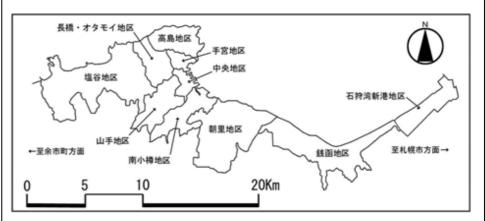
(2) 地区の概況及び発展方向

<北西部地区>

地区の概況

本市の北西方面にかけて位置する地区で、最西部は余市町に隣接しています。 海岸線は、大部分が「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」に含まれ、岬や入江、断がいなどが連続する自然景観や、忍路、塩谷、祝津の3つの漁港、高島漁港区があります。

(1) 地区区分



<北西部地区>

- ●塩谷地区……蘭島、忍路、桃内、塩谷
- ●長橋・オタモイ地区……オタモイ、幸、長橋、旭町
- ●高島地区……祝津、赤岩、高島

<中部地区>

- ●手宮地区……手宮、末広町、梅ヶ枝町、錦町、清水町、豊川町、石山町、 色内3丁目
- ●中央地区……稲穂、花園、色内1・2丁目、港町、堺町、東雲町、山田町、 相生町、入船1・2丁目
- ●山手地区……富岡、緑、最上、松ヶ枝、入船3~5丁目、天狗山
- ●南小樽地区……住ノ江、住吉町、有幌町、信香町、若松、奥沢、天神、真栄、 潮見台、新富町、勝納町、若竹町、築港

<東南部地区>

- ●朝里地区……桜、船浜町、朝里、新光、望洋台、新光町、朝里川温泉
- ●銭函地区……張碓町、春香町、桂岡町、銭函1~3丁目、見晴町、星野町
- ●石狩湾新港地区……銭函4·5丁目

(2) 地区の概況及び発展方向

<北西部地区>

地区の概況

本市の北西方面にかけて位置する地区で、最西部は余市町に隣接しています。 海岸線は、大部分が「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」に含まれ、岬や入江、断がいなどが連続する自然景観や、忍路、塩谷、祝津の3つの漁港、高島漁港区があります。 市街地は主に海岸線沿いの平坦地から丘陵地の谷あいにかけて形成されており、山あいには農地や山林が広がる自然と緑が豊かな地区となっています。

本市の農業や漁業など第1次産業の中心地区で、軽工業も点在しています。

また、遺跡や文化財などの資源があるほか、祝津には道内有数の規模を誇る「おたる水族館」があります。

後志圏、札幌圏との高速交通ネットワークを担う北海道横断自動車道が余市まで 開通し、塩谷にインターチェンジが整備されています。

地区の発展方向

国定公園を抱え、農業や漁業の主要な地区であり、国道5号や北海道横断自動車 道などが整備され、後志地域の玄関口となっている立地特性を生かし、広域的な観 光圏を形成する地区としての魅力向上を図ります。

また、住宅地として、暮らしやすい住環境づくりに努めるほか、職住が近接した 工業系の市街地を有する特性を生かした働く場の確保などにより、地区の活力の維 持に努めます。

●自然環境の保全

国定公園に指定されている海岸線など景勝地としての魅力を生かすとともに、農地や森林など豊かな自然環境の保全に努めます。

●農業・水産業の振興

札幌市に近接した地理的特性と、後志地域の玄関口である立地を生かし、広域観光圏の形成と市外からの消費を誘導し、農業・水産業の活性化に努めます。

●良好な住環境づくり

周辺の自然と調和した低層建物を主体としたゆとりのある良好な住環境の維持や住宅と利便施設が適度に混在する利便性の高い住宅地の形成を図るとともに、公営住宅の適切な維持・管理に努めます。

また、コミュニティ施設の維持や地域交通の確保に努めるとともに、道路や公園など既存の社会基盤の適切な維持・管理に努めます。

●観光・レクリエーションの振興

海水浴やマリンスポーツのほか、自然環境や農水産業を生かした体験・交流の場の創出などによる魅力の向上を図るとともに、水族館や鰊御殿、遺跡・文化財などを生かした観光・レクリエーションの振興を図ります。

●道路交通機能の向上と活用

防災対策や道路交通機能の充実により、地域住民の安全・安心な生活の確保や利便性向上を図るとともに、北海道横断自動車道による後志圏と札幌圏とのアクセス向上を生かした観光交流や経済活動の促進に努めます。

<中部地区>

地区の概況

市街地は主に海岸線沿いの平坦地から丘陵地の谷あいにかけて形成されており、山あいには農地や山林が広がる自然と緑が豊かな地区となっています。

本市の農業や漁業など第1次産業の中心地区で、軽工業も点在しています。

また、遺跡や文化財などの資源があるほか、祝津には道内有数の規模を誇る「おたる水族館」があります。

後志圏、札幌圏との高速交通ネットワークを担う北海道横断自動車道が余市まで 開通し、塩谷にインターチェンジが整備されています。

地区の発展方向

国定公園を抱え、農業や漁業の主要な地区であり、国道5号や北海道横断自動車 道などが整備され、後志地域の玄関口となっている立地特性を生かし、広域的な観 光圏を形成する地区としての魅力向上を図ります。

また、住宅地として、暮らしやすい住環境づくりに努めるほか、職住が近接した 工業系の市街地を有する特性を生かした働く場の確保などにより、地区の活力の維 持に努めます。

●自然環境の保全

国定公園に指定されている海岸線など景勝地としての魅力を生かすとともに、農地や森林など豊かな自然環境の保全に努めます。

●農業・水産業の振興

札幌市に近接した地理的特性と、後志地域の玄関口である立地を生かし、広域観光圏の形成と市外からの消費を誘導し、農業・水産業の活性化に努めます。

●良好な住環境づくり

周辺の自然と調和した低層建物を主体としたゆとりのある良好な住環境の維持や住宅と利便施設が適度に混在する利便性の高い住宅地の形成を図るとともに、公営住宅の適切な維持・管理に努めます。

また、コミュニティ施設の維持や地域交通の確保に努めるとともに、道路や公園など既存の社会基盤の適切な維持・管理に努めます。

●観光・レクリエーションの振興

海水浴やマリンスポーツのほか、自然環境や農水産業を生かした体験・交流の場の創出などによる魅力の向上を図るとともに、水族館や鰊御殿、遺跡・文化財などを生かした観光・レクリエーションの振興を図ります。

●道路交通機能の向上と活用

防災対策や道路交通機能の充実により、地域住民の安全・安心な生活の確保や利便性向上を図るとともに、北海道横断自動車道による後志圏と札幌圏とのアクセス向上を生かした観光交流や経済活動の促進に努めます。

<中部地区>

地区の概況

本市の中央部に位置する地区で、天然の良港である小樽港があり、背後には天狗山などの山々が赤井川方面に連なっています。

市街地は、小樽港から山手にかけてせりあがるようにして形成されており、平坦 地は主に小樽港臨港地区周辺に集中しています。

北海道経済の中心を担った明治後期から昭和初期の建造物が多く見られ、旧銀行建築や石造倉庫など歴史的建造物が特有の景観を形成しています。

本市の商業、金融、観光を主体とするサービス業など第3次産業の中心地区で、 小樽駅周辺を含む稲穂や花園などに商店街が<u>集積し、築港には大型複合商業施設が</u> 立地しています。さらに、堺町や小樽運河周辺には、飲食店のほか観光関連の商業 施設が集中し、多くの観光客でにぎわいを見せています。

また、港町や色内など小樽港臨港地区には流通関連産業や製造業などが集積しているほか、勝納川沿いには、ゴム加工工場などの軽工業の集積が見られます。

地区の発展方向

小樽港を中心として都市機能の整備が進んできた地域であり、新千歳空港や札幌市からのアクセスに優れ、小樽駅を基点として市内バス路線が整備されている立地特性を生かし、中心部は観光・商業・物流の拠点として、小樽駅周辺や小樽港などの機能・魅力の向上を図ります。

また、空き家・空き店舗<u>などを</u>有効活用することで、歴史的建造物が数多く現存するノスタルジックなまちなみを維持しつつ、住環境の充実を図り、子育て世代などのまちなか居住を促すことで、人口流出を抑制し、にぎわい創出に努めます。

新<u>幹線新駅周辺地域</u>については、小樽の新たな玄関口として、新幹線整備効果を 地域全体に生かすまちづくりを進めます。

●中心市街地のにぎわいづくり

中心市街地の活性化のため、小樽駅周辺の再開発<u>を進め、土地の高度利用を図るとともに、第3号ふ頭</u>などの面的整備を促進し、<u>都市機能</u>や生活関連施設の集中する商業地区としての利便性や快適性の向上、空き店舗の有効活用に努めます。

また、観光拠点などと一体的な整備に努め、中心商店街の活力とにぎわいづくり を進めます。

●都市景観の保全と観光への活用

小樽運河、旧国鉄手宮線などの産業遺産や歴史的建造物などの地域資源とこれらがつくり出す本市特有の都市景観を保全し、<u>日本遺産の</u>取組を進めるなど、観光拠点としての魅力づくりに努めます。

また、インバウンドへの対応、地域資源や交通拠点との間の整備を行うことによ

本市の中央部に位置する地区で、天然の良港である小樽港があり、背後には天狗山などの山々が赤井川方面に連なっています。

市街地は、小樽港から山手にかけてせりあがるようにして形成されており、平坦地は主に小樽港築臨港区周辺に集中しています。

北海道経済の中心を担った明治後期から昭和初期の建造物が多く見られ、旧銀行 建築や石造倉庫など歴史的建造物が特有の景観を形成しています。

本市の商業、金融、観光を主体とするサービス業など第3次産業の中心地区で、 特に小樽駅周辺を含む稲穂や花園などに商店街が<u>集積しており</u>、堺町や小樽運河周 辺には、飲食店のほか観光関連の商業施設が集中し、多くの観光客でにぎわいを<u>見</u> せています。

<u>さらに、</u>国道5号など幹線道路の沿線にも商店街が形成されているほか、築港に は大型複合商業施設が立地しています。

また、港町や色内など小樽港臨港地区には流通関連産業や製造業などが集積しているほか、勝納川沿いには、ゴム加工工場などの軽工業の集積が見られます。

地区の発展方向

小樽港を中心として都市機能の整備が進んできた地域であり、新千歳空港や札幌市からのアクセスに優れ、小樽駅を基点として市内バス路線が整備されている立地特性を生かし、中心部は観光・商業・物流の拠点として、小樽駅周辺や小樽港などの機能・魅力の向上を図ります。

また、空き家・空き店舗<u>などストックを</u>有効活用することで、歴史的建造物が数多く現存するノスタルジックなまちなみを維持しつつ、住環境の充実を図り、子育て世代などのまちなか居住を促すことで、人口流出を抑制し、にぎわい創出に努めます。

北海道新幹線新小樽(仮称)駅周辺については、小樽の新たな玄関口として、新 幹線整備効果を地域全体に生かすまちづくりを進めます。

●中心市街地のにぎわいづくり

中心市街地の活性化のため、小樽駅周辺の再開発<u>や第3号埠頭</u>などの面的整備を 促進し、<u>土地の高度利用を図るとともに、都市機能</u>や生活関連施設の集中する商業 地区としての利便性や快適性の向上、空き店舗の有効活用に努めます。

また、観光拠点などと一体的な整備に努め、中心商店街の活力とにぎわいづくりを進めます。

●都市景観の保全と観光への活用

小樽運河、旧国鉄手宮線などの産業遺産や歴史的建造物などの地域資源とこれらがつくり出す本市特有の都市景観を保全し、<u>日本遺産認定へ向けた</u>取組を進めるなど、観光拠点としての魅力づくりに努めます。

また、インバウンドへの対応、地域資源や交通拠点との間の整備を行うことによ

り同遊性の向上を図り、滞在型観光を目指します。

●良好な住環境づくり

中心市街地では、民間住宅の活用を含めた公営住宅の整備に努め、高い利便性を 生かしたまちなか居住を促進し、周辺の住宅地では、ゆとりのある良好な住環境の 維持に努めます。

また、高齢者等に配慮したバリアフリー化などに努め、空き家の除去や利活用対策を進めることで良好な住環境の改善を促します。

●交通・物流拠点の形成

幹線道路や高速道路のほか、北海道新幹線の札幌までの延伸を見据え、新幹線新駅と現JR駅や観光資源などとの交通アクセスを含めた利便性の高い交通ネットワークの形成を図るとともに、新幹線新駅でのパーク&ライド駐車場の整備に努めます。

また、小樽港の港湾機能を生かした物流の活性化に努め、陸上交通及び海上交通における交通結節点機能を生かした交通・物流拠点の形成を促進します。

<東南部地区>

地区の概況

本市の東南方面にかけて位置する地区で、最東部は札幌市や石狩市に隣接しています。

背後には毛無山、春香山、天狗岳などの山々が連なり、全体として丘陵地が多い中で、札幌市や石狩市との隣接地区や朝里地区には平坦地が見られます。

市街地は、国道5号沿線や海岸線、朝里地区の扇状地のほか、桜、望洋台、銭函、 柱岡などでは平坦地から丘陵地にかけて広く形成されています。

朝里川の上流には、市民の水がめとなっている朝里ダムや温泉宿泊施設、スポーツ施設があります。

また、朝里、銭函などの海岸には、夏季に海水浴場が開設されており、道央圏から多くの海水浴客が訪れています。

本市唯一の温泉郷である朝里川温泉のほか、ゴルフ場、スキー場、サッカー・ラグビー場などのスポーツ施設を有しており、観光・スポーツ・レクリエーション関連産業の集積が見られます。

また、銭函地区と石狩湾新港地区には都市型工業が集積し、本市の重要な工業拠点して位置付けられています。

地区の発展方向

札幌市に隣接し住宅や工場等が集積する地域であり、温泉・海水浴場・ゴルフ場・スキー場などのレクリエーション施設、住民の生活を支える商業施設などが充実している立地特性を生かし、朝里・銭函地区は、駅周辺の道路や二次交通など交通機能の充実に努めるとともに、利便施設の誘導など暮らしやすい住環境づくりに努め、定住の促進を図ります。

り回遊性の向上を図り、滞在型観光を目指します。

●良好な住環境づくり

中心市街地では、民間住宅の活用を含めた公営住宅の整備に努め、高い利便性を生かしたまちなか居住を促進し、周辺の住宅地では、ゆとりのある良好な住環境の維持に努めます。

また、高齢者等に配慮したバリアフリー化などに努め、空き家の除去や利活用対策を進めることで良好な住環境の改善を促します。

●交通・物流拠点の形成

幹線道路や高速道路のほか、北海道新幹線の札幌までの延伸を見据え、新幹線新駅と現JR駅や観光資源などとの交通アクセスを含めた利便性の高い交通ネットワークの形成を図るとともに、新幹線新駅でのパーク&ライド駐車場の整備に努めます。

また、小樽港の港湾機能を生かした物流の活性化に努め、陸上交通及び海上交通における交通結節点機能を生かした交通・物流拠点の形成を促進します。

<東南部地区>

地区の概況

本市の東南方面にかけて位置する地区で、最東部は札幌市や石狩市に隣接しています。

背後には毛無山、春香山、天狗岳などの山々が連なり、全体として丘陵地が多い中で、札幌市や石狩市との隣接地区や朝里地区には平坦地が見られます。

市街地は、国道5号沿線や海岸線、朝里地区の扇状地のほか、桜、望洋台、銭函、 柱岡などでは平坦地から丘陵地にかけて広く形成されています。

朝里川の上流には、市民の水がめとなっている朝里ダムや温泉宿泊施設、スポーツ施設があります。

また、朝里、銭函などの海岸には、夏季に海水浴場が開設されており、道央圏から多くの海水浴客が訪れています。

本市唯一の温泉郷である朝里川温泉のほか、ゴルフ場、スキー場、サッカー・ラグビー場などのスポーツ施設を有しており、観光・スポーツ・レクリエーション関連産業の集積が見られます。

また、銭函地区と石狩湾新港地区には都市型工業が集積し、本市の重要な工業拠点して位置付けられています。

地区の発展方向

札幌市に隣接し住宅や工場等が集積する地域であり、温泉・海水浴場・ゴルフ場・スキー場などのレクリエーション施設、住民の生活を支える商業施設などが充実している立地特性を生かし、朝里・銭函地区は、駅周辺の道路や二次交通など交通機能の充実に努めるとともに、利便施設の誘導など暮らしやすい住環境づくりに努め、定住の促進を図ります。

また、石狩湾新港地区は、地域の特性を生かした成長性の高い分野への「未来投資」を促進し、工業拠点としての発展を図ります。

●良好な住環境づくり

周辺の自然と調和した低層建物を主体とする住宅地として、ゆとりのある良好な 住環境の維持や住宅と生活利便施設が適度に混在する利便性の高い住宅地の形成な どに努めます

また、道路や公園など既存の社会基盤の適切な維持・管理に努めます。

●交通アクセス等の整備

朝里川温泉をはじめとする本市の観光拠点と道央圏の観光地を結ぶ地域特性を生かした広域観光を推進し、人的交流や経済活動の促進に寄与するよう交通ネットワークの充実に努めます。

また、地域住民の安全・安心な生活の確保や利便性の向上が図られる道路交通機能の充実に努めます。

●企業誘致の推進

札幌市に隣接した地理的優位性を生かした企業誘致<u>の促進と企業留置</u>により、都市型工業の集積地としての発展を目指します。

銭函地区では、近隣研究機関などとの連携を図りつつ、食料品、機械・金属関連などの集積を生かした企業誘致に努めます。

また、石狩湾新港地区では、食料品、物流、機械・金属関連のほか、エネルギー関連企業などの立地誘導に努めます。

●観光・スポーツ・レクリエーション機能の向上

海岸線や温泉郷、ゴルフ場、スキー場などの多彩な資源を生かし、森林や海、河川などの自然環境に配慮しながら、観光・スポーツ・レクリエーションなど、市民や観光客が楽しみ、健康を増進できる交流拠点としての魅力の向上に努めます。

また、石狩湾新港地区は、地域の特性を生かした成長性の高い分野への「未来投資」を促進し、工業拠点としての発展を図ります。

●良好な住環境づくり

周辺の自然と調和した低層建物を主体とする住宅地として、ゆとりのある良好な 住環境の維持や住宅と生活利便施設が適度に混在する利便性の高い住宅地の形成な どに努めます

また、道路や公園など既存の社会基盤の適切な維持・管理に努めます。

●交通アクセス等の整備

朝里川温泉をはじめとする本市の観光拠点と道央圏の観光地を結ぶ地域特性を生かした広域観光を推進し、人的交流や経済活動の促進に寄与するよう交通ネットワークの充実に努めます。

また、地域住民の安全・安心な生活の確保や利便性の向上が図られる道路交通機能の充実に努めます。

●企業誘致の推進

札幌市に隣接した地理的優位性を生かした企業誘致<u>と企業留置の促進</u>により、都市型工業の集積地としての発展を目指します。

銭函地区では、近隣研究機関などとの連携を図りつつ、食料品、機械・金属関連などの集積を生かした企業誘致に努めます。

また、石狩湾新港地区では、食料品、物流、機械・金属関連のほか、エネルギー関連企業などの立地誘導に努めます。

●観光・スポーツ・レクリエーション機能の向上

海岸線や温泉郷、ゴルフ場、スキー場などの多彩な資源を生かし、森林や海、河川などの自然環境に配慮しながら、観光・スポーツ・レクリエーションなど、市民や観光客が楽しみ、健康を増進できる交流拠点としての魅力の向上に努めます。

施行期日 令和6年4月1日

令和6年小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第52号

小樽市非核港湾条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月27日提出

小樽市議会議員 松 井 真美子

同 酒井隆裕

同 高野 さくら

同 小貫 元

小樽市非核港湾条例

小樽市議会は、1982年6月28日核兵器廃絶平和都市宣言を行った。この宣言は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とうたっている。

この宣言から41年を経過したが、核兵器は、今なお地球上に存在し、人類 への脅威となっている。

この脅威に対し、被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と 市民社会の多年にわたる共同の取組が結実し、2017年7月7日核兵器禁止 を明文化した核兵器禁止条約が国連の会議で採択され、2021年1月22日 に同条約が発効された。しかし、核保有国が条約を批准する動きは見られない。

また、核兵器搭載可能艦の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持

込みを容認する核密約が存在する下での、小樽港への相次ぐ米国艦艇の寄港は、 今後の小樽港の軍事利用・核兵器の持込みの危険を一層高めている。

小樽市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが、世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるため、ここに非核港湾行政の推進に関する基本原則を定める。

(目的)

第1条 この条例は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、 市と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び 地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的と する。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 核兵器 核分裂、核融合又はこれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。
 - (2) 小樽港港湾区域 港湾法(昭和25年法律第218号。以下「法」という。)第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定により同意を 得た水域(平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面) をいう。
 - (3) 港湾施設 法第2条第5項及び第6項に規定する港湾施設で市が管理するものをいう。

(非核港湾行政の推進)

第3条 市は、市の区域において、核兵器の製造、保有、持込み、通過及び使

用に協力しない。

- 2 市は、小樽港港湾区域に入港する外国艦艇を保有する全ての国に対し、核 兵器不搭載の証明書の提出を求める。
- 3 市は、前項の規定による証明書の提出がない外国艦艇の港湾施設の使用を認めない。

附 則

この条例は、令和6年5月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、非核港湾行政の推進に関し必要な事項を定めるためであります。

小樽市議会

第 1 回 定 例 会 報告第1号

専決処分報告

令和5年度小樽市一般会計補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定 に基づき、令和6年1月26日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の 規定により報告し、承認を求める。

令和6年2月27日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和5年度小樽市一般会計補正予算

令和5年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20,330 千円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ 65,612,943 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歲入歲出予算補正

歳 入

	款			項		補正前の額	補正額	計
						千円	千円	千円
17	国庫支	出金				16, 037, 904	1, 255	16, 039, 159
			2 国 原	車補 助	金	5, 685, 670	1, 255	5, 686, 925
18	道支占	出金				4, 070, 174	627	4, 070, 801
			2 道	補助	金	724, 988	627	725, 615
21	繰 入	金				1, 288, 007	18, 448	1, 306, 455
			1 基 组	金繰 入	金	1, 288, 007	18, 448	1, 306, 455
	歳	入	合	計		65, 592, 613	20, 330	65, 612, 943

歳出

	款 項		款 項		補正前の額	補 正 額	計	
						千円	千円	千円
3	民	生	費			26, 221, 184	20, 330	26, 241, 514
				1 社会	福祉費	13, 534, 232	20, 330	13, 554, 562
	歳		出	合	計	65, 592, 613	20, 330	65, 612, 943

小樽市議会

第 1 回 定 例 会

報告第2号

専決処分報告

令和5年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年1月26日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年2月27日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和5年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算

令和5年度小樽市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところ による。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,027 千円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ 16,116,505 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歲入歲出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 国庫支出金		4, 058, 418	76	4, 058, 494
	2 国庫補助金	1, 389, 957	76	1, 390, 033
4 道 支 出 金		2, 160, 876	38	2, 160, 914
	2 道 補 助 金	105, 367	38	105, 405
6 繰 入 金		2, 650, 995	913	2, 651, 908
	1 一般会計繰入金	2, 504, 674	676	2, 505, 350
	2 基金繰入金	146, 321	237	146, 558
歳 入	合 計	16, 115, 478	1,027	16, 116, 505

歳出

款		項		補正前の額	補正額	計
				千円	千円	千円
3 地域支援	3 地域支援事業費			730, 187	1,027	731, 214
			舌的支援事 任意事業費	208, 820	1, 027	209, 847
歳	出	合	計	16, 115, 478	1, 027	16, 116, 505